令和８年第２回定例会会議録（第６号）

令和８年６月１８日

○出席議員（２５名）

１番	塩手悠太	２番	石田強
３番	中村悟	４番	森裕二
５番	谷口和美	６番	重松康宏
７番	小野佳子	８番	日名子敦子
９番	美馬恭子	１０番	阿部真一
１１番	安部一郎	１２番	小野正明
１３番	森大輔	１４番	三重忠昭
１５番	森山義治	１６番	穴井宏二
１７番	加藤信康	１８番	吉冨英三郎
１９番	松川章三	２０番	市原隆生
２１番	黒木愛一郎	２２番	松川峰生
２３番	野口哲男	２４番	山本一成
２５番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	大野高之
市民福祉部長	阿南剛	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	河野幸夫	建設部長	山田栄治
市長公室長	山内弘美	防災局長	日置伸夫
教育部長	佐保博士	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	総務部参事兼市民税課長	牛島照美
政策企画課長	清末妙	財政課長	河野文彦

観光課長	牧　宏爾	産業政策課長	市原祐一
市民福祉部参事 兼福祉事務所長	甲斐博幸	市民福祉部次長 兼障害福祉課長	大久保　智
高齢者福祉課長	末房日出子	子育て支援課長	岩男涼子
子育て支援課参事	平松淳一	市長公室参事兼新湯治・ ウエルネス推進室長	和田健二
自治連携課長	溝部進一	新湯治・ウエルネス 推進室参事	松川幸路
防災局次長兼 防災危機管理課長	中西郁夫	選挙管理委員会 事務局長	若杉　篤
教育部次長 兼教育政策課長	森本悦子	学校教育課参事	藤原良浩
社会教育課長	津川文隆	公営事業局 地域振興室長	山本直樹

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	次長兼議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	尾﨑美由紀	補佐兼議事係長	八戸　緑
主査	平石健太郎	主任	定宗隆一郎
主任	今留　蓮	主事	中島　新

○議事日程表（第６号）

令和８年６月１８日（木曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１（議事日程に同じ）

午前10時00分　開会

○議長（小野正明）　ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第６号により行います。

日程第１により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○３番（中村　悟）　創る未来の会、中村悟です。今回も子育て支援と子どもの安心・安全をテーマに質問させていただきます。

その前置きとして、少し前提の話をさせていただきます。きめ細かい子育て支援を実施することは、子育て世代に選ばれて移住してもらえるまちづくりに寄与するほか、希望があればもう１人出産したいと思える環境づくりにつながり、結果として子どもや若年層が増えることで、持続可能なまちづくりにつながると私は考えています。

一方で、昨今では無子率という言葉がキーワードになっています。無子率とは、50歳の時点で一度も子どもを持ったことがない女性の割合を指します。近年、日本では未婚化・晩婚化の影響により無子率が上昇をしています。最新データでは、1975年生まれ、現在51歳の子どもがいない女性の割合、無子率は28.3％でして、ＯＥＣＤ加盟国中一番高い数字となっています。無子率が上昇すると、当然出生数は低下します。全国的に年間出生数の低下が続き、統計が開始された1899年以降で10年連続の過去最少を更新し、2025年（令和７年）には67万1,236人になりました。

出生数低下の大きな要因は、１人の母親が産む子どもの数が減ったということですが、さらに踏み込んでデータを見てみると、やはり子どもを持つ人そのものが減った、無子率の上昇であると、最近のデータから見てとれます。前提として、婚姻の自由や、子どもを持つ持たないの自由は当然尊重されるべきなのですが、持続可能な未来のためには、子どもの数を増やす支援、多子世帯支援のほかに、無子率を下げるための結婚支援や不妊治療支援、子どもを持ちたいが持てない人への支援、足かせになっている、これはかなり大きいなと思うんですが、経済的不安の解消が必要になってくると思います。今後は私自身、無子率を下げるための政策にも注力をしていきたいと思いますので、執行部の皆様と一緒に協働していけたらと思います。

では、質問に入る前に議長、大きい項目の２と３については関連があるので一括して質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小野正明）　許可いたします。

○３番（中村　悟）　では、早速質問に入ります。夏休み児童クラブについて質問をさせていただきます。

一般質問において、度々私取り上げさせていただいている夏休み児童クラブですが、その後、保護者アンケート調査を行っていただき、結果から、この事業が放課後児童クラブの待機児童対策にも有効だという調査結果が出たことで実現したと認識をしています。今年の夏休みから始まる夏休み児童クラブについての、事業の詳細を質問していきます。

まず、実施場所と実施期間について答弁を願います。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

実施場所は、野口ふれあい交流センターで、実施期間は日曜、祝日とお盆の期間を除く令和８年７月18日土曜日から８月27日木曜日までの30日間です

○３番（中村　悟）　次に、利用料と対象学年を答弁願います。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

基本利用料は、おやつ代、スポーツ保険料込みで２万円です。入会金はございません。早期預かりや延長預かりを希望される場合は、事前お申込みの上、それぞれ別途3,000円が必要です。

また、送迎できる人がいないなど、野口ふれあい交流センターまでの送迎を希望される場合も、事前お申込みをいただいた上で、別途5,000円が必要となります。

対象学年は山の手小学校、境川小学校、石垣小学校、南立石小学校、鶴見小学校、春木川小学校に在籍している小学校１年生から６年生までの全学年です。

○３番(中村　悟)　では､対象校区内の児童クラブの夏休みの利用料はどうなっているのか、答弁を願います。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

おやつ代、スポーツ保険料を除く基本利用料につきましては、対象校区内の児童クラブの夏休み利用料の最小値１万円、最大値２万1,000円のおおむね中央値であると認識しております。

○３番（中村　悟）　仮に夏休み、児童クラブの早朝預かりと延長預かりを利用すると、総額で２万6,000円かかります。送迎サービスを利用すると２万5,000円になります。保護者にとっては、高額だと感じられる方もいらっしゃると思います。

夏休み児童クラブは、委託料や期間限定での開所など、どうしても経費がかさんでしまう事情があると推察をされます。通常利用以外に早朝、延長預かり、送迎を利用すればそれだけ費用がかさむことは理解ができます。

さらに、対象区内の児童クラブさんの利用料と同等になるように配慮する必要性も理解できますが、今年度、実際に運営をした結果を検証して、可能であれば来年度に向けて保護者の方が少しでも利用しやすいように、利用料の見直しの検討なども随時しっかりと行っていただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

現時点では未定ですが、事業後に検討することも視野に入れています。

○３番（中村　悟）　特に、新規事業の終了後は、やはり事業の改善点であったりとか、あと事業の効果などを検討されると思いますので、しっかりとその中で利用料についても検討のほうを重ねていただきたいと思います。

次に、最大受入れ人数について答弁を願います。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

40人を１クラスとし、２クラスを考えておりますので、最大80人でございます。

○３番（中村　悟）　40人の２クラスということですが、もし利用希望者が定員以上あった場合の選考方法を教えていただきたいと思います。単純にもう先着順で決めるということなのか、それとも学年が低い順に優先をするのか。だとしたらボーダーの学年の中の選考は何を基準に行うのか、答弁を求めます。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

これまでのアンケート結果等により、定員を超過する見込みは現時点ではございませんが、定員超過した場合には、児童の学年や保護者の就労時間、保護者の疾病状況等を聞き取りをし、状況を鑑みた上で、優先度の高い御家庭から決定してまいります。

○３番（中村　悟）　分かりました。定員超過をする見込みはもう現時点ではないということですが、仮に今後超過が出た場合の選考について、落選した方がある程度納得できるような、明快な選考基準を考えていただきたいと思います。

次に、開所時間については、午前８時から午後６時までですが、保護者の方の希望に応じて早朝預かり午前７時から、延長預かり午後７時までが可能となっており、これは保護者の方にとってとても大いに助かることだと思います。

次に、昼食についてなんですが、原則、昼食は家庭で準備・持参ですが、持参がもしできなかった場合は、希望すれば保護者の実費負担で、夏休み児童クラブが昼食の希望有無を取りまとめた上発注し、提供することを予定しているということですが、これについて

発注先は保護者が自由に指定をできるのか、それともある程度決まった発注先から選ぶ方式なのか、また保護者の実費負担ということなんですが、その精算方法と、あとアレルギーがある児童に対しての昼食の対応はどうなるのか、詳細について答弁を求めます。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

お弁当を持参できない場合などで児童クラブによる提供を希望される場合は、児童クラブが契約した弁当事業者に発注した弁当を御用意いたします。その場合、実費を御負担いただきますが、支払方法につきましては、なるべく保護者の方の負担にならない方法を考えているところでございます。

なお、児童クラブが発注して提供する昼食は、各種食物アレルギーには対応いたしておりません。

○３番（中村　悟）　ということは、アレルギーをお持ちのお子さんがいる御家庭はお弁当を用意してということで理解をいたしました。

次に、特性のある児童への支援体制について質問します。

まず、特性のある児童の受入れはどうするのか、答弁を求めます。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

特性のある児童については、原則受入れをいたします。ただし、継続的な個別支援が必要であったり、当該児童やその他の児童の安全の確保が困難だと判断した場合には、利用をお断りする場合がございます。

○３番（中村　悟）　では、特性のある児童の受入れをするということなんですが、特性のある児童に対しての経験豊かな支援員の配置はありますか。また、加配職員の配置はどうなりますか。答弁を求めます。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

特性のある児童のいるいないにかかわらず、特性のある児童に対する専門知識を有した職員を配置いたします。

○３番（中村　悟）　特性のある児童に対しても、でき得る限りの対応していただけるということで理解をしました。保護者の方の話を丁寧に傾聴しながら、進めていただきたいと思います。

この項の最後に、夏休み児童クラブ全体についての質問ですが、夏休みの預かりは朝から晩までになります。最初はやはり環境に慣れず、子どもたちもストレスを感じると想像できます。少しでものびのびと過ごしてもらうために、グラウンドを活用して外遊びの時間をつくったり、室内で過ごしたい子どもについても、より楽しく過ごせる工夫や遊び道具も必要になってくると思います。

子どもがのびのびと過ごす工夫については、実際に運営をしながら進めていくことになると思いますが、現時点で考えている子どもがのびのびと過ごす工夫について、工夫があれば答弁を願います。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

野口ふれあい交流センターの体育館を、毎日一定の時間お借りして活用いたします。また、グラウンドの利用につきましては、空き時間や暑さ対策などを考慮した上で、適宜判断してまいります。そのほか、工作活動や読み聞かせ、宝探しゲーム、防災教室、季節行事等、子どもが楽しく過ごせる活動も取り入れる予定です。

○３番（中村　悟）　いろいろと子どもたちが退屈しないように計画されているということで、特に宝探しゲームは楽しそうだと思います。また、室内遊びのための書籍や遊び道具なども必要となってきます。適時状況に応じて対応していただいて、子どもたちが明日も行きたいと自ら言ってもらえるような児童クラブにしていただければと思います。お願いを申し上げて、この項を終わります。

次の質問に入ります。妊産婦・乳幼児福祉避難所についてです。

福祉避難所とは、高齢者や障がいある方、妊産婦など、一般的な避難所での生活において特別な配慮を要する、必要とする方を受け入れるための避難所です。しかし、令和７年12月28日に共同通信社が発表したデータによると、災害時に自治体が設置する福祉避難所のうち、妊産婦や乳幼児専用の避難所を整備しているのは、都道府県県庁所在地など、全国の主要52自治体の３割に当たる15市区にとどまるということです。妊婦らには授乳であったり、搾乳時のプライバシーの問題や沐浴場所の確保、また夜泣きの対応など特別のニーズがあり、2024年の能登半島地震では、石川県輪島市が専用避難所を急遽１か所設けました。まだまだ妊産婦・乳幼児専用避難所の設置は全国的に進んでいないという現状があります。

そこで、前回の一般質問において、別府市初の妊産婦・乳幼児に特化した福祉避難所の設置を要望させていただきましたが、その後の進捗状況について答弁を願います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

令和８年６月１日に社会福祉法人栄光園様と、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結いたしました。

○３番（中村　悟）　ありがとうございます。必要性を認識して、迅速に動いていただきました。

市内初の妊産婦さん、乳幼児に適した福祉避難所となります。これで、別府市がいざというときも妊産婦さんや子育てに優しいまちとして､の価値が大いに上がったと思います。長野市長の英断に感謝を申し上げるとともに、実務に携わっていただいた担当部課長、職員の皆様、また乳幼児総合支援センター栄光園さんに心から感謝を申し上げます。

では、ここから実際の運営について質問していきます。

まず、災害時の妊産婦・乳幼児福祉避難所の利用の手順と、利用できる人・できない人の判断の基準について答弁を求めます。

○次長兼障害福祉課長（大久保智）　お答えいたします。

福祉避難所は、一般的な避難所での生活に特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための避難所ですが、同時に、当該施設に入所している方々の生活の場でもあります。災害時には、福祉避難所の協定を締結している施設側の被害状況等の確認がまず第一となります。利用可能となった場合に初めて機能いたします。

利用手順や判断基準などについては、今後相手方施設と協議をしてまいります。

○３番（中村　悟）　今後協議していくということですが、相手方になる栄光園さんに過度の負担にならないよう配慮しつつ､栄光園さんの意向を最大限尊重した上で､避難者にとってより安心して避難することができる施設にしていただきたいと思います。

次に、妊産婦・乳幼児福祉避難所に避難する場合、乳幼児やお腹の中の子どもの兄弟、姉妹、もしくは配偶者の同伴避難は可能ですか。答弁を求めます。

○次長兼障害福祉課長（大久保智）　お答えいたします。

内閣府作成の福祉避難所の確保運営ガイドラインでは、福祉避難所の対象は、何らかの特別な配慮を要する者とし、その家族まで含めて差し支えないとされていますが、市内の福祉避難所34か所、それぞれの施設での状況は異なるものと思われますので、今後相手方施設との協議によります。

○３番（中村　悟）　妊娠中、そして出産直後のお母さん方の精神状態を鑑みると、家族のサポートはすごく大切なことです。ぜひ、同伴避難はお母さんが希望すれば可能にしていただきたいと思います。

次に妊産婦さんや乳幼児の体は非常にデリケートなため、慣れない環境下での突然の体調不良も予想されます。平時から緊急時のための医療機関との連携の確認が必要になって

くると思われます。連携の状況について、答弁を求めます。
○次長兼障害福祉課長（大久保智）　お答えいたします。
　現在、防災部局、福祉部局では、福祉避難所としての資源確保と、実際の運営についての協議を優先しております。今後は、関係各課及び協定締結施設と協働し、各種連携についても必要であると考えております。
○３番（中村　悟）　この点についても、各社と協議をし、早期に調整をしていただきたいというふうに思います。
　次の質問に入ります。
　別府市初の妊産婦・乳幼児福祉避難所の設置ということで、別府市の子育てに寄り添う姿勢が鮮明になり、大きな前進だと思います。つい先日、乳幼児総合支援センター栄光園さんに個人的に視察に行ってきました。まだ新しい施設をくまなく見させていただき、やはり妊産婦・乳幼児に適した避難所だと再確認することができました。例を挙げますと、施設がバリアフリー仕様になっていて、エレベーターが設置されているほか、車椅子に乗った方でも使用できる多目的トイレがあります。また、プライベートが完全に守られる個室も数室ありますし、多くの方で共同で過ごすことができるホールも設置されています。また、施設の特性上粉ミルクや各種サイズのおむつなど、乳幼児に必要なものの各種備蓄があります。沐浴設備もありますし、調乳や料理ができるオープンキッチンもあります。
　そこで、このすばらしい福祉避難所をどう別府市民に周知をしていくのか、確実に情報を届ける努力が必要であると思います。担当課の周知の方法について、答弁を求めます。
○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。
　今回の協定により、妊産婦の方や乳幼児のいる方が災害時に避難控えをすることなく、ちゅうちょせず避難していただけるよう、こども家庭センターをはじめとする対象施設でのチラシの配布や、市報、公式ホームページ、ＳＮＳなどによる情報提供を広く周知したいと考えております。
○３番（中村　悟）　ほかにも、母子手帳の交付時や産婦人科病院でのポスターの設置、公式ＬＩＮＥや乳幼児健診時での周知を行っていただきたいと要望します。
　自然災害はいつ起こるか分かりません。なるべく迅速に栄光園さんと調整を進めていただき、同時に市民への周知を丁寧に、そして確実に進めていただきたいと思います。別府市初の妊産婦・乳幼児に特化した避難所になりますが、これを広く市内外に周知することによって、別府市のみならず、ほかの市町村へも波及できたらと考えています。ぜひ重点的に進めていただきたいということを要望しまして、この項の質問を終えたいと思います。
　次は、宿泊税の使途について質問をさせていただきます。16 日の 10 番議員と執行部のやり取りと、私の１と３の質問が類似している点がありますが、確認の意味も込めて、改めて質問をさせていただきます。
　まず、宿泊税に関する協議の経緯についてお聞きをしたいと思います。県は大分県観光振興財源検討会議、市は宿泊税検討委員会を立ち上げて、宿泊税に関しての協議を進めていきましたが、先般、県と市にも答申を行ったとのことです。市の宿泊税検討委員会は議事が非公開で行われていましたが、協議の経緯について知りたいです。答弁を求めます。
○総務部参事兼市民税課長（牛島照美）　お答えいたします。
　別府市が令和７年２月に宿泊税の検討を始めた後、同年５月に大分県も大分県観光振興財源検討会議を開催し、観光財源について議論を始めました。その後、県も宿泊税を導入する方向で議論を始め、大分県と別府市がそれぞれ宿泊税の導入について検討を重ねることとなりました。
　このような状況の中、別府市が独自に宿泊税を導入することを見送ることになりましたが、その理由はまず、大分県と別府市がそれぞれ宿泊税を課すことになると、宿泊者への

説明が複雑になり、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様に負担をおかけすることになること、また、大分県から配分を受ける形であれば、別府市が導入することに伴う事務的経費等がかからないこと、大分県から市町村への配分額が共通経費等を除いた金額の７割であることが示され、市町村に多くの宿泊税が交付される見込みとなったことなどでございます。

このような経緯から、別府市独自の宿泊税の導入は見送るとの結論に至りました。

○３番（中村　悟）　では、実際に別府市に入る宿泊税の見込額について答弁を願います。

○副市長（阿部万寿夫）　お答えいたします。

別府市に入る宿泊税の見込額でございますが、県と協議をしておりますが、初めての税目ということでもあり、やってみないと分からないというのが実は本音のところでございます。

とは言いながら、県としては、大分県観光振興財源検討会議の報告書において、取りあえず県全体の宿泊税を 18 億 6,000 万円と推計をいたしました。この額はあくまでも県全体の推計額であって、市町村ごとの積上げではございません。ということで、県としては、各市町村の税額は県としては分からないということでございます。

ということで、現時点では県の 18 億 6,000 万円が正しいと仮定して、それから共通経費を除いた金額の７割が市町村に配分され、各市町村への配分額はそれぞれの宿泊税収に応じて案分される、その額となります。別府市の宿泊者数は県内でも最多、もう過半でございますので、ある程度まとまった金額が配分されるものと考えています。

○３番（中村　悟）　ありがとうございます。ある程度まとまった金額が入るだろうということで、宿泊税は今後大きな別府市の財源になってくるのではないかというふうに思います。その宿泊税をいかに効果的に使って、さらなる別府の価値向上、観光収入の増加に結びつけることができるかが重要だと思います。

では、宿泊税の使用の用途についてどう考えていますか。さきの答弁のとおり、既に導入している 12 団体に倣い、観光振興に使うということでいいのでしょうか。答弁を求めます。

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

宿泊税につきましては、大分県が導入に向けて調整を行っているところであり、その中では使途については、観光振興に資する施策と示されております。県内各自治体については、県の方向性を踏まえて、地域の実情に即した施策を行うこととされていることから、本市におきましても、県の動向や提示される方針等を確認しながら、活用方法を検討してまいります。

○３番（中村　悟）　市内観光の現時点での問題点として市民の方から多く聞かれるのが、鉄輪地区の渋滞問題です。特に、土日祝日など駐車場に入り切らない車が列を成して、市民の交通にも支障を来している現状があります。観光客も地域住民にとってもストレスにつながります。現状、大きな観光課題の一つと言えるのではないかと思います。この課題を、宿泊税収入を活用して解決をしてほしいと思います。

解決方法も様々な手法が考えられます。例えばパークアンドライド、観光客が市街地や地獄巡り周辺まで車で入らず、郊外の駐車場に止めてバスやシャトルに乗り換える方式。またＡＩによる混雑予測をし、分散化を図る。また観光周遊ルートの分散、一極集中にならないようにほかの人気スポットへの分散化を図る。次に、市営有料駐車場の設置などが考えられますが、大切な視点として短期ではなく長期的な視点で、より有効な策を講ずるべきだと思います。

そこで、担当課として鉄輪地区の渋滞問題をどう捉えているのか、また今後の対策についてどう検討していくのか、答弁を求めます。

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

鉄輪地区の渋滞につきましては、市としましても、観光と住民生活の調和を図る上で重要な問題であると認識しております。このため、現在、渋滞の直接的な緩和を目的として、鉄輪周辺への新たな市営駐車場の設置をはじめ、駐車場の確保に向けて取組を進めているところです。

また、混雑の分散や周遊の促進として、観光ウェブサイト「別府たび」や宣伝活動を通じて、別府の魅力的な観光コンテンツへの流入や、主要観光施設18か所をお得に巡ることができる「べっぷ周遊パス」の周知・プロモーションなどをさらに強化し、観光客の時間的・自主的な分散を図ってまいりたいと考えております。

宿泊税の使途につきましては、今後大分県の動向、また方針等を確認しながら別府市の実情に即した活用方法を検討してまいります。

○３番（中村　悟）　お答えありがとうございます。

宿泊税は、県が独自に制定した法定外の目的税です。別府市にとっても、今までなかった新たな貴重な財源になります。別府市が観光客の長期滞在を今後進めていく上で、様々な仕掛けを精力的に推進をしていますが、その効果を最大限サポートできるような使い道を考えていただきたいです。例えば、オーバーツーリズムによる渋滞対策は最重要課題だと考えています。

では、別府を訪れる観光客の満足度の向上と、別府市民の住み心地の向上のために今後どう取り組んでいきますか。担当課の見解を答弁願います。

○観光・産業部長（大野高之）　お答えいたします。

宿泊税の導入に当たりましては、納税者となる宿泊客はもちろんのこと、特別徴収義務者となる宿泊事業者、そして何より市民に深く理解され、納得が得られる使途であることが重要であると認識しております。

今後は、貴重な財源の使途の透明性をしっかりと確保した上で、観光整備による観光客の満足度向上と地域課題の解決による市民生活の向上が得られる事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○３番（中村　悟）　目前に対策を迫られているオーバーツーリズム対策に着実に対応しつつ、長期的な視点で、より効果的な施策を実施していただくようお願い申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、認可保育園・認定こども園における完全給食方式への移行について質問をさせていただきます。以前から、私が度々取り上げさせていただいている認可保育園・認定こども園の主食についてですが、とても大切なことだと私は考えておりますので、改めて再度質問をさせていただきたいと思います。

３歳児以上の主食については、保護者が容器にお米・パンを入れて園に持参をする保護者持参方式と、保護者の費用負担の上で園が炊飯し、出来たてを園児に提供する完全給食方式があります。ちなみに、別府市の認可保育園・認定こども園では、主食の保護者持参方式と、完全給食方式を取る園が混在をしている状況です。

最初に、もうあらかじめ私の考えを述べさせていただきますが、私は別府市が主導して市内認可保育園・認定こども園の主食を保護者持参方式ではなく、園で炊飯をし、園児に提供する完全給食方式に移行していくべきだと考えます。理由としては、共働き世帯が主流の現在において、保護者の負担軽減という観点というところもさることながら、一番の私の思う理由は、夏場の食中毒の防止などの園児の食と安全と食育の観点からです。食の安全を掘り下げますと、調理後から喫食までの時間が長くなります。例えば朝６時に炊飯し、７時に弁当箱に詰めたとして、８時に登園をし、12時頃に給食を食べる場合、弁当箱に詰めてから五、六時間経過をしております。また、仮にお米、弁当箱に詰める際にお

米を覚まさずに熱いまま容器の蓋をした場合や、保冷剤を使用しなかった場合など、食中毒のリスクは飛躍的に高まります。

また、特に最近の夏場は危険です。昨今の異常な気温上昇下では、黄色ブドウ菌やセレウス菌など、米飯との関係が指摘をされている食中毒菌は、高温多湿の環境下で爆発的に増殖をします。セレウス菌は土壌や米にもともと存在する菌で、炊飯では完全に死滅をしません。常温で放置すると増殖し、毒素ができると再加熱をしても消えにくい菌です。黄色ブドウ菌は、御飯を詰める際に手や指から付着する菌で、高温環境下で増殖をします。厚生労働省や食品衛生の指針では、菌が増殖しやすい温度20℃から50℃、最も危険な温度帯が30℃から40℃となります。もちろん、多くの家庭では、家庭や保育施設では適切に温度管理をされているのではないかと思いますが、園で炊飯した場合と比較すると、リスク要因がやはり保護者持参方式だと増えるということは紛れもない事実だと言っていいと思います。

以上について、担当課の見解を答弁願います。

○子育て支援課参事（平松淳一）　お答えいたします。

保育所などにおける食事は、安全・安心であることが基本であり、各施設において安全性の高い品質管理に努めていただいているところであり、施設長及び給食責任者は、衛生管理の観点から、冷暗所で保管するなど、保管場所について留意するとともに、保護者に対しましても、衛生管理面における注意点等について情報提供を行っています。

特に、夏季に危険性が高まる食中毒のリスクを未然に防止するために、６月から９月の４か月の間に、気象状況が食中毒の発生しやすい条件に達したときには、大分県が発令する食中毒注意報を各保育所などへ送付し、注意喚起を行っています。

○３番（中村　悟）　また、主食の持込み方式では、保育士さんが持参をしているかどうかの確認をし、適切な保管の対応、先ほど答弁にもありましたが、適切な保管の対応をし、さらに食事のときに取り違え防止の確認なども発生します。また、御飯を忘れたケースの対応として保護者へ連絡、園で代替対応が発生をします。特に夏場の保管は神経を使い、園側としては大きな保冷バッグなどで冷やし、冷やし過ぎても喫食時に冷や飯となってしまう。また保冷が甘いと食中毒につながることから、園側の管理の負担は大きいと言わざるを得ません。

以上のことから、食中毒の予防や衛生管理の観点から、完全給食方式には一定のメリットがあると考えますが、いかがですか。答弁を求めます。

○子育て支援課参事（平松淳一）　お答えいたします。

家庭から主食を持ってくる場合、保護者の方も食中毒が発生しないよう気をつけられていますが、主食の調理・保存・輸送の過程について、園での十分な把握が難しい面もあろうかと思います。保育所における食事の提供体制を完全に切り替えた場合、調理から食事提供までの品質管理は園が一括して行うことになりますので、少しでも食中毒のリスクが下がるのではないかと考えられます。

○３番（中村　悟）　答弁ありがとうございます。完全給食に切り替えた場合、少しでも食中毒のリスクが下がるのではないか、との答弁をいただきました。

では、ここでちょっとデータを見ていきたいと思います。市内の認可保育園・認定こども園の主食について、保護者が持参する保護者持参方式を採用している園と、園で炊飯し提供している完全給食方式を採用している園の割合と、市内の公立保育所の割合についても答弁を求めます。

○子育て支援課参事（平松淳一）　お答えいたします。

市内の認可保育園･認定こども園33施設の３歳以上の給食について、御飯やパンといった主食とおかずである副食、ともに提供している施設は、主食を選択できる２施設を含め

て15施設、45.5%、副食のみ提供し、主食は持参となっている施設は18施設、54.5%となっております。

また、そのうち公立の３保育所については、全て副食のみ提供し、主食は持参となっております。

○３番（中村　悟）　今からちょっと例を出させていただきたいと思います。ＢＡＢＹ　ＪＯＢ株式会社が全国の公立保育施設がある1,406の市区町村の保育課を対象に、公立保育施設における３歳児以降の主食持参に関する実態調査を行いました。最新の2026年版のデータによると、保護者に主食の持参を求めている自治体は、全国の平均で29.4%という結果が出ています。

参考までに、過去の2024年版の調査では36.4%、2025年版の調査では29.4%でした。傾向として、全国の公立保育施設において保護者に主食の持参を求めている自治体は減少傾向であり少数派、完全給食方式への移行が進んでいるということが分かります。

しかし残念ながら、別府市の公立保育所では、全園で主食の持参となっています。また、認可保育園・認定こども園においては、保護者に主食の持参を求めている園の割合は全国の29.4%と違い、54.5%と２倍近い、２倍弱の数字になっています。このことについて、担当課の見解を求めます。

○子育て支援課参事（平松淳一）　お答えいたします。

全国の中でも、その地域によって差はあるものと思われますが、近年の異常な夏の暑さなどもあり、完全給食方式への流れが進みつつあるものと考えております。別府市の認可保育園、認定こども園においても、令和８年度から完全給食方式へ移行した園も１園増加し、その流れは今後進んでいくものと考えております。

○３番（中村　悟）　大分県で言うと、豊後高田市と杵築市は完全無償化と、完全給食化を実現しています。別府市でも完全給食化に向けた前向きな協議・検討を始める時期が来ていると考えます。

ちなみに、先ほどの全国アンケートの中で、主食の持参を求めている市町村に理由を、主食の持参を求める理由を尋ねたところ、全体の約９割に当たる89.3%が「ずっとそうしてきたから」と回答しました。「設備や人が足りない」という項目は14%、「予算がつかない」は僅か1.2%にとどまり、制度上困難であるということよりも、運用が見直されるという機会が少なかった可能性が伺えます。

持込み継続の理由は、設備や予算の壁以上に厚い慣例の壁です。主食持参方式は戦後の食料事情や当時の保育所設備の制約の中から生まれた運用であり、現在のように炊飯設備や給食体制が整った時代においてまで、必ずしも維持しなければいけない制度ではありません。時代とともに暮らしは変化しています。また、近年の異常な夏場の暑さにより、食中毒の危険性は年々高まっています。また、冷えたお米ではなく炊きたての温かい御飯をみんなで囲みながら自分でよそう経験などの食育を重ね、子どもたちの育ちを支えていくためにも、今こそこの慣例の壁を壊していただきたいと思います。

以上、担当課の答弁を求めます。

○子育て支援課参事（平松淳一）　お答えいたします。

主食提供を含む完全給食に移行する際は、保護者にとっては給食費の保護者負担額の値上がり、園にとっては園の備品費や人件費の増加、場合により調理室で追加の工事費負担が発生する可能性もあり、各園それぞれの食に対する理念の下、個別の課題を慎重に解決しながら進めていかなければならない事情も想定されます。

今後は、各園に対しまして、完全給食方式への移行について啓発を行ってまいりたいと考えております。

○３番（中村　悟）　今後は、各園に対して完全給食方式への移行について啓発を行ってい

くということですが、まずは市で認可保育園・認定こども園の主食に関してのアンケート調査を実施していただきたいなと要望します。園に対しては、完全給食への移行を妨げている要因について、どんな支援があれば移行を進めるのか、保護者に対しては完全給食と持込み方式、どちらが希望か。結果を基に検討を一歩前に進めていただきたいと思います。そして、必要性の根拠が得られた上で、市が主導して全園完全給食方式に向けての支援策を打ち出してほしいと思います。

以上について、担当課のお考えを答弁願います。

○こども部長（宇都宮尚代）　お答えいたします。

完全給食方式への移行につきましては、各園それぞれに異なる実情と課題があると思われます。現状について把握に努めたいと考えております。

○３番（中村　悟）　2025年６月に、またＢＡＢＹ　ＪＯＢ株式会社が実施した保護者向け調査では、主食の持参について74.8%が「負担に感じる」と回答しています。主食の持参は、忙しい朝に炊きたての御飯を詰めて準備する必要があるなど、保護者にとって日々の負担の一つになっています。また、「子どもに温かい御飯を食べさせてあげたい」、「夏場の衛生面が心配」といった声も聞かれたということです。さらに保育現場からも各家庭から持参された主食の保管や衛生管理、配膳などに対応する必要があります。持参方式ではこのような問題がありますが、しかし園児の時期はすぐに過ぎていきますから、問題意識を抱えている保護者も、やはりもう卒園してしまえば声を上げ続けるのは難しいという実情もあると思います。

ここは市が主導して完全給食方式に持っていくべきだと、最後に指摘したいと思います。答弁を求めます。

○こども部長（宇都宮尚代）　お答えいたします。

主食提供に関する各園の実情や課題はそれぞれだと思いますので、各園の食育や運営に関する理念を尊重しながら、市としてどのような支援や対応ができるのか、啓発を進めつつ判断していきたいと考えています。

○３番（中村　悟）　全市完全給食化には、設備の整備の課題など様々な乗り越えるべき問題があると思いますが、やはりここは一番に子どもの立場を一番に考えると、安心・安全な温かい御飯を、家庭による差がなく食べれるほうがいいに決まっていると思います。今こそ、慣例の壁を打ち破って、子ども中心の施策を一歩前に進めていただきたいと思います。まずは各園、保護者の意向調査を確実に行ってください。

以上を強く要望しまして、私の一般質問を終わります。

○７番（小野佳子）　公明党の小野佳子です。早速質問に入らせていただきます。よろしくお願いします。

まず初めに、投票環境の充実による投票率向上についてです。

近年、投票率の低下、若年層の政治への参加が低迷しております。人口減少や高齢化が進む中、選挙事務の効率化や、誰もが迷わずに簡単に投票できる環境整備が求められております。

大阪府四條畷市では、令和６年12月22日に市長選、市議補選が投開票されました。16日からの期日前投票の期間も含め、各投票所の記載台には専用のタブレット端末が置かれ、有権者はタッチペンを使っての電子投票が行われました。2002年２月に施行された電磁的記録式投票特例法に基づき、地方選挙への導入が可能となり、同年６月に岡山県新見市が全国に先駆け、市長選・市議選で実施をされましたが、その後、５例目となった岐阜県可児市市議選で、機器の異常により中断されるトラブルが発生をいたしました。トラブル防止目的に、総務省は2006年12月に電子投票システムの技術的要件を見直し、民間検査機関を活用した認証制度を導入しましたが、全国的な普及にはつながらなかったようです。

しかし、８年ぶりとなる四條畷市の実施により、トラブルもなく実施できたことが、普及の足がかりとなるのではないかと注目をされております。

そこで、まず初めに質問いたします。過去３回の別府市議会議員選挙時における投票率、開票事務従事者の数、開票に要した時間、無効投票数の推移を伺います。

（議長交代、副議長安部一郎、議長席に着く）

○選挙管理委員会事務局長（若杉　篤）　お答えいたします。

過去３回の市議会議員選挙の実績は次のとおりでございます。なお、同時に執行されました選挙が異なりまして、平成27年は市長・市議、平成31年は市議、令和５年は市長・市議・参議院補選でございますので、開票時間に差がございます。

平成27年では投票率は63.77％、開票事務従事者は223名、開票に要した時間は３時間25分、無効投票数は1,541票。平成31年では投票率は52.27％、開票事務従事者は225名、開票に要した時間は２時間３分、無効投票数は668票。令和５年では投票率は53.32％、開票事務従事者は201名、開票に要した時間は４時間10分、無効投票数は1,244票でございました。

○７番（小野佳子）　過去３回の選挙が異なっているため、開票時間に差が出ているということですが、夜９時からの開票に要している時間は市議のみで２時間３分、市長・市議・参院選補欠で４時間10分の時間を要しております。開票事務従事者に関してはいずれも200名を上回っております。

気になるのが、無効投票数です。平成31年、2019年の市議選のみで668票、市長・市議選で1,541票の無効票が生じております。無効票は投票されたものの、法律上有効な票として数え切れない投票であります。四條畷市の市長市議選においては、開票人員は３分の１の減、疑問票は０の結果に、本来の目的として有権者の意思を正確に反映できたことが大きな成果ですと語っておられました。

それでは、電子投票システムはどのようなものなのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（若杉　篤）　お答えいたします。

電子投票とは、投票所で投票用紙に候補者名等を記入する代わりに、タブレット等の電子機器の画面から候補者等を選ぶ方式でございます。地方自治体が条例を制定することにより、地方選挙で実施することができるとされております。

○７番（小野佳子）　それでは、電子投票の導入による投票率向上への効果をどのように、どのように考えるか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（若杉　篤）　お答えいたします。

電子投票の導入のメリットといたしまして、無効票がなくなること、開票時間の短縮が期待できること、開票のための人員を減らすことができることなどが上げられます。

デメリットとして、実施のための一定の費用がかかること、また国政選挙で実施できないことなどが上げられます。

○７番（小野佳子）　電子投票は、候補名を書くより簡単で、記入ミスを妨げます。手書きが困難な有権者の投票が容易になるなど、無効票削減につながり、開票時間の短縮、事務負担が減り、選挙運営の効率化に多くのメリットが期待されます。費用やシステムの安全性やいろんな課題もありますが、先進自治体の調査研究も必要ではないかと思います。

香川県の善通寺市選挙管理委員会では、選挙における利便性向上や開票事務の効率化を目的として、電子投票の導入を検討しており、市民の皆様に電子投票について知っていただく機会を設け、御意見を伺う電子投票の体験会を実施しておりました。体験後のアンケートでは、９割の方から「投票が手軽になる」、「紙の投票に比べ印象がよい」との回答をいただいたようです。

将来的な人口減少や人手不足が進む中、選挙事務においても、人員確保や経費負担が大

きな課題となります。そのため、選挙業務の効率化やデジタル化を進めることは避けては通れません。子育て世代や高齢者、障がいのある方など、誰もが投票しやすい環境を整えることも重要です。

電子投票は、選挙運営の負担だけではなく、有権者の利便性の向上、本来の目的とした有権者の意思を正確に反映できることから、将来を見据えて必要な取組と考えますが、今後、電子投票導入に向けた調査研究を進める考えはありますでしょうか。また、導入についての市の考えをお伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（若杉　篤）　お答えいたします。

現時点におきまして電子投票の実例が少ないことや、過去の選挙無効事例、市の選挙のみ導入した場合に他の選挙と投票方法が異なることによる混乱の可能性等を踏まえました慎重な判断が必要と考えております。他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

○７番（小野佳子）　ありがとうございます。

では次に、期日前投票の充実についてお伺いをします。

投票率向上に向けた取組については、他の議員より一般質問で何度も取り上げておりました。別府市として、投票率向上に向けての投票環境充実や、運営の改善に取り組み、昨年７月の衆院選では、期日前投票所の増設もしていただきましたが、この結果を見てどのような評価をされているのか、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（若杉　篤）　お答えいたします。

昨年７月の参院選から、朝日大平山地区公民館、北部コミュニティセンターあすなろ館で、１日限定で期日前投票所を設置いたしました。また、２月の衆院選では、投票日の前日に１日限定で設置いたしました。

参院選に比較しまして、投票日の投票者数はやや減少いたしましたが、設置しました投票所の期日前投票者数は約２倍となっております。各施設の近隣地域における投票率も向上しており、設置の効果があったと評価しております。

○７番（小野佳子）　２か所増設したことにより、有権者の皆様にとって投票しやすい環境づくりが進んだものと考えます。答弁にあったように、期日前投票者数が２倍に増加しており、市民の皆様に利用が浸透しているのだとうかがえます。期日前投票所の増設による効果が着実に表われているものだと考えます。

今後、開設期間を延長することで投票率の向上につながるのではないかと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局長（若杉　篤）　お答えいたします。

投票環境の向上の観点から、増設した期日前投票所の開設期間を投票日の３日前から投票日の前日までの３日間延長する予定でございます。

○７番（小野佳子）　新たに増設された２か所の期日前投票者について、これまで１日限定の開設から３日間へと拡充するという答弁をいただき、うれしく思います。ありがとうございます。実際に利用者が増えていることからも、市民の皆様が利用しやすい投票環境を求めていることが分かります。投票に行きたくても、仕事や家庭の事情で都合がつかない方もいらっしゃいますので、開設期間の延長は、こうした方々の後押しになるかと思います。大きな一歩となりますので、これからもよろしくお願いいたします。

昨年の大分市議会議員選挙では、若者の投票参加を促進するため、大分大学に期日前投票所を開設いたしました。学校に来たついでに投票ができるため、投票への心理的・時間的な負担が減り、選挙が身近に感じる機会となりました。大学での期日前投票は、若者が投票しやすい環境を整えることで、投票率向上につながるだけではなく、主権者教育の推進や将来の投票習慣の定着にも大きな効果が期待されますが、大学に設置することについ

ての選挙管理委員会の考えをお伺いします。
○選挙管理委員会事務局長（若杉　篤）　お答えいたします。
　期日前投票所を大学等に設置することは、若者の投票率向上の有効な手段の一つであると考えております。他自治体での実施状況などを参考に、課題の検証、解決方法の立案等を選挙管理委員会で協議を行ってまいりたいと考えております。
○７番（小野佳子）　よろしくお願いいたします。
　それでは最後に、投票済証明書の活用についてお伺いします。
　選挙への関心を高め、投票率向上を図るために、オリジナル投票済証明書を配布している自治体がございます。投票済証明書は、選挙に行った証明書を会社に提出する際に必要に応じて発行していると思いますが、また別府市では、投票済証明書などはどのように対応されておりますでしょうか、お伺いします。
○選挙管理委員会事務局長（若杉　篤）　お答えいたします。
　別府市では、平成26年から投票を終えられた有権者に、御希望により投票所来所カードをお渡ししております。
○７番（小野佳子）　投票済証明書を配布している自治体によりますと、地域ゆかりのデザインだったり、地元アーティストによるデザインだったり様々です。様式もポストカードだったりしおりだったりと、各市町村で自由に様式は決めることができます。大阪府の箕面市の担当者に伺ったところ、ポストカードとしても使用できる投票済証を作成し、配布しておりました。市のキャラクターを描き、季節に合ったデザインでかわいく仕上がっておりました。冬には雪景色、夏には花火や川遊び、秋には本を読むキャラクターが描かれており、魅力あるすてきなデザインです。導入のきっかけは、18歳から35歳までの投票率向上に向けての導入で、投票率も市長・市議会議員選挙を見ても毎回投票率は導入後アップしているとのことでした。また、投票ごとに新しいデザインで作成するため、その時々の選挙でしか手に入ることができない投票済証明書を集める楽しさもあるようです。発行枚数も当初は２万枚でしたが、毎回の配布枚数を考慮して、今年の衆議院選では８万枚を準備したそうです。
　投票は、皆様がまちづくりに参加する大切な機会です。その記念として受け取るカードも手元に残したくなるような温かみのあるものになれば、選挙への関心は高まります。そこで、別府市が現在発行している投票所来所カードについて、ポストカードや図書館で使用できるしおりとして活用できる投票済証明書への見直しや、デザインを一新し、よりよいものに変える考えはないか、お伺いします。
○選挙管理委員会事務局長（若杉　篤）　お答えいたします。
　投票所来所カード等のデザインは、導入後、変更することなく運用しております。欲しいと思っていただけるようなものになるよう､情報収集や様々なアイデアなどの立案など、研究してまいりたいと考えております。
○７番（小野佳子）　今回、選挙事務の現状から、電子投票、期日前投票の充実、そして関心を持ってもらうための投票済証明書の活用まで質問させていただきました。投票率の向上に特効薬はございません。一人でも多くの市民の皆様に投票所へ足を運んでいただくためには、どうすれば投票しやすくなるのか、どうすれば選挙が、選挙を身近に感じてもらえることができるのかを常に考え、時代に合わせて工夫を重ねていくことが大切だと考えます。市民の皆様がより身近に選挙を感じ、自らの意思を１票に託することができる環境づくりをお願いし、この質問を終わります。
　では、続きまして、子どもの心の健康観察の取組について質問をいたします。
　新学期がスタートして２か月がたちました。子どもたちが新しい学年やクラス、新しい友達の人間関係の中、緊張しながら学校生活を送ってきたことと思います。グループもで

き始め、仲間に入りづらい、友達との距離感が難しいなど、人間関係の不安も出る時期でもあります。

また、これから迎える夏休みは子どもたちにとって楽しみな時間である一方、生活環境や人間関係の変化により、２学期のスタートに不安を抱える子どもも出てまいります。文部科学省が示した不登校児童の生徒数が、小中学校で 30 万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小中学生が約 11 万 4,000 人と、いずれも過去最多となっております。

また、いじめ重大事件の発生件数も 923 件と過去最多となっており、ニュースでもあるように、ＳＮＳ上による誹謗中傷やインターネットでのトラブルなど、また、家庭での環境、子どもが抱える問題はますます多様化・複雑化しております。

また、悩みを周囲に打ち明けられずに一人で抱え込んでしまうケースも少なくありません。子どもたちの小さなＳＯＳを早期に発見し、適切な支援ができることは重要と考えます。

そこでまず、別府市における過去３年間の小中学校の不登校児童生徒数の現状についてお伺いします。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

国の調査におけるいわゆる不登校児童生徒数は、別府市では令和４年度 270 人、令和５年度 299 人、令和６年度 267 人です。

○７番（小野佳子）　不登校の定義は、何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因などにより登校しない、また登校したくてもできない状況にあり、年間 30 日以上欠席した児童生徒と定義されております。その定義に当てはまらない場合であっても、様々な悩みや不安を抱え、学校に行きづらさを感じながら過ごしている児童生徒は少なくありません。欠席日数という数字だけでは見えない子どもたちの声やサインにも目を向け、早い段階から寄り添い、支援していくことが大切だと感じております。

今の子どもたちは、私たち大人が子どもだった頃とは全く違う環境の中で生活しております。先ほども申しましたが、インターネットやＳＮＳの普及により、人間関係の悩み、トラブル、家庭環境の変化、地域とのつながりの希薄化など、様々な影響を受けながら成長しています。

そこで、市教育委員会は、今の子どもが抱える不安や困り事をどのように認識し、捉えているのかをお伺いいたします。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

現在、子どもたちを取り巻く環境は、ＳＮＳの普及や家庭環境の多様化などにより大きく変化しており、子どもたちが抱える悩みや不安は様々な要因が複雑に絡み合っていると認識しております。課題を抱える子どもたちを誰一人取り残さないためには、学校内での対応にとどまらず、家庭や地域、関係機関が連携し、一人一人に寄り添った継続的な支援が欠かせません。

市教育委員会といたしましては、子どもたちのサインを見逃さず、その心の内を把握し、きめ細やかに寄り添っていくことが重要であると考えております。

○７番（小野佳子）　現在の相談窓口は担当の先生だけではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭などを含め専門家と連携して対応していただいているかと思います。教職員による見守りはとても重要ですが、子どもたちの中には、悩みや不安を抱えながらも、誰にも相談できずに過ごしている子どももいます。

そうした子どもたちの変化やＳＯＳを見逃さないために、学校ではどのように子どもたちの思いや変化を受け止めているのか、お伺いします。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

学校におきましては、日常的な関わりや生活ノートなどを通じて、学級担任や養護教諭をはじめとする教職員が児童生徒の悩みや困り事に寄り添っております。また、定期的なアンケートや個別面談などを通じて、一人一人の思いを受け止める機会を設けるとともに、スクールカウンセラーなどとも連携しながら、学校全体で子どもたちを支える体制を構築しております。

○７番（小野佳子）　私が小学校のときは、先生と交換日記というか、毎日日記を提出しておりました。毎日毎日先生がコメントをしてくれておりました。私は小学校の頃の日記を大切に保管しており、このたび見返しました。９冊ほどありました。見ると、３、４、５年生のときの日記で、担当の先生もよく覚えております。思い起こすと、先生と一番関わりを持てた学年だったことに気づき、何げない１日の出来事やそのときの感情に対して丁寧にコメントを書いてくれており、出来事だけではなく、自分の気持ちや考えをしっかり書けたときには、大きな二重丸をつけてくれておりました。ローマ字を習っている時期は、ローマ字での日記と変わり、先生のコメントもローマ字でした。先生とじっくり話した記憶は残念ながらないのですが、その時期は学校が楽しかったことを思い起こします。家での出来事や夕食のメニューが事細かに書かれており、今見返すと、とても恥ずかしいぐらいですが、この夕食のメニューに対しても先生がしっかりとコメントをしたり、質問を書いてくれておりました。今日は何をしたという報告だけではなく、どう感じたのかを書くことで、先生は子どもの心の動きや悩み、成長を理解してくれていたのだと思います。

子どもたちは自分の気持ちを誰かに知ってもらい、分かってもらうことで安心して成長していきます。その大切な当時の日記を、大切さを、当時の日記を通じて私は学ぶことができました。本当に先生は偉大であり、子どもにとってもとても影響力が大きいです。

政府は誰一人取り残さない学びの保障に向けた取組の緊急強化が必要であることから、不登校いじめ緊急対策パッケージを作成しました。令和５年３月に文部科学省から出されたＣＯＣＯＬＯプランでは、１人１台端末等を活用しての心の健康観察の導入を推奨していますが、その概要についてお伺いします。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

ＣＯＣＯＬＯプランに基づきます心の健康観察は、児童生徒が１人１台端末を活用して、日々の体調や心の状態を入力し、教職員がその変化を迅速に把握することで、早期発見・早期支援につなげるためのものです。ＩＣＴの活用により、児童生徒は対面に比べて心理的な負担が軽減され、ＳＯＳを発信しやすくなるとともに、教職員にとっては、児童生徒の状況をデータとして客観的に捉えられるといった利点があります。

○７番（小野佳子）　不登校、いじめ、家庭問題、ヤングケアラーなど、表面からは見えにくい問題も増えてきております。子どもが声を出しにくい課題もあるため、子どもの心のＳＯＳに早く気づく環境は大切です。昔のように、日記を通して子どもの心の変化を把握することは容易ではありません。現在、小中学校では、１人１台のタブレット端末が整備されており、学習に使用されております。特に思春期の子どもたちは先生に直接言いにくい、話しているところを見られたくない、友達に知られたくないと感じることもあり、自分から面と向かって言い出すことができず、最近元気がない子に優しく聞いても、なかなか話を聞き出すことが難しいようです。

現在の子どもたちは、日常にＳＮＳやメッセージアプリを使用する中で、対面で話すよりも文字で気持ちを伝えることに心理的ハードルを感じにくい子どもが増えてきております。この環境を活用し、子どもたちがその日の気持ちや不安を簡単に入力できる仕組みを整えることで、教職員が子どもたちの小さなＳＯＳに早期に気づき、適切な対応ができるのではないでしょうか。

他自治体では、タブレット端末を活用し、心の健康観察や相談システムを導入し、子ど

ものＳＯＳを早期に把握する取組を行っております。滋賀県大津市では、今年２月から８校の小中学校で試験運用を実施し、５月より全市立小中学校でタブレット端末を活用して、心の健康観察を始めました。子どもたちは通学時に、毎朝タブレット端末でアプリを起動し、今日の気持ちを最悪・悪い・普通・よい・最高の５段階から選択、お困りや相談したいことがあれば、画面上のＳＯＳを押すことで、担任の教員へ連絡することができるものです。児童生徒がＳＯＳを発し、発信しやすい仕組みを構築することで、いじめや不登校、自殺リスク等の早期発見、早期対応が可能となり、問題が表面化する前から積極的に支援につなげていくことができます。

様式は様々あるようです。学校現場においては、先生方が日々児童生徒への対応に力を注いでくれており、感謝にたえません。しかし、一人一人の心の状態を継続的に把握することは大きな負担が伴います。タブレット端末を活用すれば、子どもたちは気軽に自分の気持ちを発信できるだけではなく、児童生徒の変化を可視化でき、早期に把握することにもつながります。対面で相談することが苦手な児童生徒にとって、タブレット端末を活用した心の健康観察の相談体制は有効な手段と考えますが、導入に対しての市の考えをお伺いします。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

本市といたしましても、誰一人取り残さない支援体制の構築に向け、生徒指導担当者会議等において無償のシステムを紹介し、活用を促しているところです。現在は、教職員間の活用状況に違いが見られるなど、課題もありますので、今後は好事例の紹介や調査項目の検証などを通して、より効果的な活用を推進してまいりたいと考えております。

○７番（小野佳子）　ありがとうございます。

市教育委員会からも、各学校に無償のシステム活用を推進していただいているとお伺いしました。導入した他の教育委員会からは、これまでは担当教諭の主観で児童生徒の変化を把握していましたが、アプリを活用し、数値で捉えることができるようになったことで、「児童生徒の理解の材料として活用できた」、「不登校の新規発生が減少した」、また、児童からは「今は知っておいてもらうだけでよいと」いった相談も多く、児童生徒にとって気軽に相談しやすいカウンセリング効果が高いとの評価も上がっているようです。

私は、一昨年９月より朝の見守りで子どもたちを見てまいりました。地域の皆様はいつもの時間に登校していない子や元気がない児童に気づいたり、毎日同じ服を着ていたり、朝食を取らずに登校する子ども等、様々な気づきを校長先生につないで、地域でしっかりと見守っておりますが、家庭内でのことに関しては、児童はなかなか口に出すことはできません。個人情報をどのように取り扱っていくのか、保護者や関係機関との合意形成、セキュリティー対策の万全も求められ、ハードルも高いと思いますが、親にも相談できない内容だったり、家庭の問題だったりもあり、一番近くで支えてくれている先生が知ってくれていることは大きな、大きな安心につながります。

我が子が小学校のときトラブルに巻き込まれて、担当の先生に相談したことがありました。早い段階での相談でしたので、フォローをしていただきました。担当の先生が知ってくれていることは、保護者にとってもとても心強いものです。今後も学校単位での導入を予測しているとのことですが、各学年、学校単位で導入を判断することはハードルが高いと感じております。タブレット端末の試験運用も視野に入れて、各学校の自主性を尊重しつつも、導入へのハードルを下げるため、市教育委員会がより一層の力強い支援をしていただくことを要望し、この質問を終わります。

それでは、共育プロジェクトについて質問をいたします。

現在、子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。家庭・学校・地域が連携したともに育てる共育の視点がますます重要になってきています。厚生労働省は、令和７年４

月４日に、イクメンプロジェクトの後継事業に関する記者会見を行い、共育プロジェクトが進められております。イクメンプロジェクト、イクメンとは、育児とメンズを組み合わせた言葉で、男性の育児参加や育児休業の取得推進を目的としております。父親が育児に関わることで、子どもの自己肯定感や安心感が高まり、母親の育児負担を減らすことができます。少子化対策や子育て支援の充実が求められる中、子どもを母親だけが負担するのではなく、父親も含め、家族全体で関わっていくことが重要であると考えます。

そこでお尋ねします。まず、国が進める共育プロジェクトの目的と概要、トモイクシートについて説明をしてください。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

共育プロジェクトとは、厚生労働省のイクメンプロジェクトの後継事業で、男性の育児休暇取得のさらなる促進や、長時間労働の是正等を社会全体に働きかけ、職場も家庭も誰か一人が負担を抱え込むワンオペ状態から脱却し、みんなでともに育てる世の中を目指す取組です。

各御家庭においては、男性が育児休業を取得するタイミングを一つのきっかけとし、本プロジェクトが推奨する３つのステップから成るトモイクシートを活用することで、家事や育児の現状や心理的負担等の見える化を図ります。パートナーとの対話を通じて、目指す家庭像やそれぞれの家庭に最適な家事・育児の協力体制を考え、実践していただくことを目的としています。

○７番（小野佳子）　2022 年の 10 月に、子どもが生まれた後８週間以内に男性が最大４週、28 日を最大２回に分けて休みが取れる制度、産後パパ育休、育児休業制度がスタートし、育児に参加しやすくなりました。これをきっかけに、2024 年度は男性育児休業取得率は約 40.5％で過去最高を更新しました。2025 年４月の改正により、100 人超え企業は男性育児取得率の数値目標を設定することが義務化され、さらに取得率の向上が見込まれます。

政府は 2025 年 50％、2030 年には 85％を目標にしておりますが、育児休業を取得すること自体が目的ではなく、その期間を通じて父親が育児や家事に主体的に関わり、家庭との時間を深めることが重要とされております。実際に育児休暇を取得しても、何をしてよいのかが分からずに、その時間が十分に家庭での育児や家事に生かされていないという指摘もあるようです。出産直後の母親の体は、交通事故を起こした後の全治２か月の体の状態だとも言われております。ゆっくり休むことが一番の回復となりますが、回復しないまま生まれたばかりの赤ちゃんのお世話、兄弟があれば、そのお世話、家事などで無理を重ねてしまい、お母さんへの心身の負担が重なり、産後鬱を発症することにもなってしまいます。そんなときに、父親自身が子どもの成長や家庭での役割を意識し、家庭で子育てについて話し合う機会を持つことはとても大切だと思います。

そこで、政府は先ほど答弁のありました３つのステップから成る家事や育児の現状や心理的負担の見える化を図り、パートナーとの対話を通じて、目指す家庭像やそれぞれの家庭に最適な家事・育児の協力体制を考え、分担し、実践していただくことを見える化する共育シートの活用を推進しております。

そこで、別府市における「共に育てる取組」についてお伺いをします。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

別府市には０歳から就学前までの児童やその保護者に御利用いただける、子育て支援センターが６か所ございます。ここでは、様々な活動を通じて子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育てをしている親同士の交流の場の提供や、子育て支援情報の提供、子育ての悩み相談、子育てに関する講習会の開催などを行っております。

子育て支援センターへの来所を通じて、保護者の方々が友達になられたりもしています。子育て支援機能の充実を図りながら、子育て世帯の不安感や負担感を緩和し、また孤立し

てしまう状況に陥らないよう、地域で支え合う取組を行っておりますので、保護者の方にはどなたでも御利用していただきたいと考えています。

○７番（小野佳子）　別府市では、子育て支援センターが共に育てる共育の取組拠点の一つだと認識をしました。

　では、実際にどのくらいの人が利用しているのか、支援センターの利用者数や実際に利用された方の感想等があれば教えてください。

○子育て支援課長（岩男涼子）　お答えいたします。

　公立の３つの支援センターの実績となりますが、令和６年度が延べ３万2,273人、令和７年度が延べ３万1,307人の方に御利用いただいております。令和８年１月からは大分都市広域圏８市１町の子育て世帯が相互に利用できるようにし、大分都市広域圏の子育て環境の充実を図っているところです。

　また、利用された方からは「孤立感が薄まった」、「いつもは子どもと２人きりだったが、大人と話をできることで気分転換ができた」などの感想をいただいております。

○７番（小野佳子）　子育て支援センターの利用は、主に母親が中心となっているかと思います。昔と違って、今は妊産婦の健診にも父親が同行する姿や、赤ちゃんを抱っこしている姿をよく見かけますので、男性育児休業の取得が進むにつれ、育児に関わる比率が大きくなっているようですが、実際に家庭での家事･育児の分担は各家庭で違ってきますので、マニュアルもありません。しかし、現在は共働き家庭が多いため、家事・育児は夫婦で協力していくものとして浸透しつつあります。子どもが大きくなってからも、家事の分担は大切な問題となります。不安の中の時期に家事・育児の分担を見つけ、我が家にあった協力体制を対話をしながら見つけていくためのサポートツールがトモイクシートです。

　今は見える化の時代です。口約束だったりでは忘れてしまいますし、書き出していくことで、家庭の問題はもちろん、心の負担度を確認し合うこともできます。トモイクシート、３つに分かれておりますが、１、初めに目指す家庭の姿を共有します。２番目は家庭内の家事・育児の現状を棚卸し、毎日見える化をします。３、そして書き出した家事・育児を基に担当を決めていきます。ここで、負担の大きいものは減らしたりやめたりして、それぞれの家庭に合った適切なものを見つけていく仕組みとなっております。

　ある家庭では、食事をする所要時間がそれぞれ違うので、食事後は自分でお皿を下げ、その場で洗うと決めているようです。これも、誰か１人に負担をかけない分担です。また、ごみ出し一つとっても、ごみを一つに集める、部屋中のごみを集めたり、ごみを実際に出す。洗濯もスイッチを入れるまでに、ネットに入れ分類をする、洗剤を投入する、干し方にもこだわりがあります。見えない作業がたくさんあります。ここにいらっしゃる皆様の御家庭も様々なルールの下、日々生活していると思いますが、いかがでしょうか。市長も、また副市長も、それぞれの家庭でルールがあり、御負担しているかと思います。分担していると信じて、話を進めていきたいと思います。

　一緒に住む我が家の家事の分担は、互いの負担を減らし、心地よい生活へとつながっていきます。共につらい思いをするのではなく、共に共有し、協力していくことが大事です。２人で共倒れにならないこと、共感が達成できれば物理的にしてほしいことも見えてまいります。暗黙の了解で分担することはなかなか難しいものです。我が家もそうですが、話し合いのないまま家事を進めてしまうと、いつか不満がたまり爆発をしていきます。家事･育児の情報をお互いに理解し、子どもをパートナーと同じぐらい、自分もいたわっていくのがこのトモイクシートの目的です。

　そのきっかけづくりとして、共育プロジェクト及びトモイクしートは大変有効なツールとなると考えます。家事・育児を夫婦で応援し合い、支え合う家庭づくりを進めるためにも、周知活用の促進をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○こども部長（宇都宮尚代）　お答えいたします。

市の公式ホームページ等による広報を行い、子育て世代の皆さんに共育プロジェクトやトモイクシートを知っていただけるよう取り組んでまいります。家庭内の家事・育児分担や働き方の見直しなどのツールとして、広く御家庭で活用していただきたいと存じます。

○７番（小野佳子）　市のホームページに広報していただけるとのことで、ありがとうございます。多くの御家庭の目に留まっていただくこと、いただけるように、分かりやすい掲載をよろしくお願いいたします。

また、ここにいらっしゃる皆様にもぜひ見ていただき、各家庭で活用していただければ幸いです。昨年から始まった取組ですので、これからだとは思います。ホームページだけではなく、母子健康手帳交付時、また乳幼児健診、子育て支援課窓口においても積極的に周知を行っていただければと思います。様々な場面での配布等の取組を検討していただくことを要望して、この質問を終わります。

それでは最後です。

金婚式祝賀事業について質問をいたします。

別府市では、結婚50年の金婚式を迎える御夫婦に対し、お祝い状と記念品を贈呈しております。夫婦で歩んだ半世紀の金婚を祝うすばらしい事業だと思います。近いところでは、宮崎県都城市が積極的に取り組んでいるようです。今回、５月に地域の方々の懇談会で、この金婚式を祝う記念品の話が出た際に、その場にいた方のほとんどが知らなかったので、申請を出していない方もいらっしゃいました。実際に私もこのことは知りませんでしたので、今回は周知も含めて質問させていただきます。

まず、本事業の目的と意義、事業の内容についてお伺いします。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

50年の長きにわたり、夫婦支え合い、健やかに金婚の日を迎えられたことへの敬意と、これからも幸せにお過ごしいただきたいとの激励を込めて金婚のお祝いをしています。

内容としましては、記念品として夫婦湯のみとお祝い状をお渡ししています。

○７番（小野佳子）　その方から記念品を見せていただきました。シンプルでとてもすてきなお湯のみでした。

それでは、申請から記念品の受取りまでの流れを教えてください。また、過去５年間の申請件数も併せてお願いします。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

申請としまして、７月１日から31日までの期間に、市役所または出張所で金婚祝申請書と戸籍謄本を提出していただきます。10月中旬から10月末まで、市役所または出張所に記念品等を受取りに来ていただきます。

過去５年間の実績は、令和３年80件、令和４年86件、令和５年77件、令和６年76件、令和７年55件です。

○７番（小野佳子）　金婚式は人生の大きな節目であり、御夫婦が半世紀にわたり支えてこられたことを祝福する、大変意義のある事業です。都城市では、金婚式を迎える御夫婦に対して一堂に会し、50年の市の歩みの映像を鑑賞、代表の方にパートナーに宛てたメッセージを読んでいただき、お祝い状、記念品に加えて、夫婦の金婚祝賀記念写真撮影をお祝いとして贈呈されておりました。夫婦で記念写真を撮る機会がなかなかないので、記念写真撮影は大好評とのことでした。導入している自治体に聞いたところ、ほとんどが記念品は地場特産品を贈呈されておりました。

また、ふるさと納税の返礼品を知ってもらう機会になればと返礼品の中から厳選しており、申込みも毎年200名以上とのことです。また、高齢でもあるため、来庁での申込みに加え、電話での申込みでも受付をしており、記念品は発送となっております。周知方法と

しては、ポスターを作成し、市内の温泉施設や公共施設、市役所にも御案内をしているそうです。

せっかくの金婚式祝賀事業なのに周知されていないこと、高齢者の負担を考慮していないことが残念です。代理申請、代理受取りも可能とのことですが、２回足を運ばなければならないことも負担となり、申請件数が増えない要因だとも思います。他市では、申請はオンラインにしたり、記念品は配達、直接手渡ししている自治体もあり、大変驚きました。記念品も時代によって、魅力ある品物に変えていくのも重要ではないでしょうか。今後、別府市の魅力を再発見していただく機会になるよう、記念品の検討及び発送の検討、また申請手続の改善を検討していただけないでしょうか。市の考えをお伺いします。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

申請や記念品の受取りは代理の方でも可能としており、また、市役所と各出張所で申請と受付、申請受付と記念品のお渡しができるように配慮しています。

記念品につきましては、様々な意見を参考に考えていきたいと思います。

○７番（小野佳子）　せっかくのお祝い事業ですので、喜んでいただける内容に改善する必要があると思います。また、現在の周知方法は、年１回、７月の市報掲載とホームページでは、申込期間の７月のみの周知となっているようですが、それだけでは対象となる御夫婦や御家族の目に留まらず、制度を知らないまま、申請の機会を逃してしまうケースもあるのではないでしょうか。

まずは対象となる皆様にしっかりと知っていただき、申請していただけるよう、今後、広報の充実を図っていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

今年度は７月の市報掲載に加えて、ケーブルテレビでもお知らせしたいと考えております。

○７番（小野佳子）　ありがとうございます。ケーブルテレビ放送、ありがとうございます。もうすぐ７月号の市報が発行されます。今年の広報には間に合いませんが、今後目につきやすいインパクトのある広報、また、公式ＬＩＮＥへの発信、年間を通しての広報等、周知方法を工夫していただくことを要望します。

また、対象となられる皆様にはぜひこの機会に祝賀事業を活用していただき、思い出に残る節目となることを願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○１番（塩手悠太）　１番、有志の会の塩手悠太です。

議長にお伝えいたします。１項目めの１番については、さきの議会答弁で理解しましたので、取下げをお願いいたします。

○副議長（安部一郎）　許可いたします。

○１番（塩手悠太）　それでは新湯治・ウェルネスと財政について質問いたします。

私がこれから説明申し上げることについて、訂正がありましたら答弁の中で訂正をしていただきたいと思います。新湯治・ウェルネスとは、簡潔に表したときに稼ぐ別府の仕組みをつくること。拠点施設については３つございまして、端的に表すと、市民福祉の増進と、それから温泉データの蓄積、そして長期滞在の促進、この３つと理解をしております。これで端的に表せることによって、市民の方の説明もかなり進むと思いますんでよかったと思います。

私からは、拠点施設について主に気になる点聞いていきますんで、よろしくお願いいたします。先日、共創者について説明がありました。共創者というのは、別府市の本事業における設置から管理運営までに至る要求水準書、いわゆる仕様書の作成において別府市に助言を行い、また本事業に参加する明確な意思を持った団体と表されています。この共創者は本年の、今年の９月に選定される予定で、要求水準書が要する仕様書が完成した後、

選定委員会の審査を経て、本事業実施者への選定も検討しているということでありました。これは今年２月までに要求水準書を、仕様書を完成させて、その後本事業者として選定をする、検討するということでしたが、一般的に要求水準書、仕様書に関わる企業、仕事と、それから本事業に関わる仕事は公平性それから透明性の確保の観点から、明確に分離しているケースが多くあります。今回、別府市の場合はそのようになっていません。

理由は多々あるというふうに思うんですが、私は透明性の確保と公平性の確保の観点から、本事業においても事業の実施について、実施の選定については一般公募のほうがいいんではないかというふうにお勧めいたしますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

事業共創者との協議内容等については、施設設置時や施設運営中などにおける費用負担や収支などの協議、並びにリスク分担及び施設維持計画、人材育成等を作成した要求水準書に沿った協議などが中心になると考えられます。協議が整った後、選定委員会の審査等を経て、今年度中に書面の手続を行います。その後、事業実施に向けた協議検討を行い、市、事業共創者双方合意し、当該事業共創者を実際に事業を実施する事業共創者とすることとしております。

今回、このような方式を選択しました主な理由につきましては、研究・実践拠点施設はこれまでにない複合温浴施設のため、事業効果を高めるためには、民間業者のノウハウ、意見等を要求水準書策定段階から反映する必要があると考えたためであり、民間事業者側では、事業内容等を確認しながら事業を進めたい意向があることなどから、類似した公募方式を実施した他自治体等を参考に実施いたしました。

○１番（塩手悠太）　今回の別府市のように、仕様書から関わった企業が本事業に参加している事例は事実としてあります。しかし、本事業の参加については原則公募として、協力企業に対しては一定の加点を行うような仕組みを導入している事例もあるのは事実です。

共創者のこの公募要項というのはもう変わらないというふうに思いますが、私は原則である一般公募にて事業実施者を選定するほうがいいと思うということは言い述べておきます。

それから、これだけの大型のプロジェクトというか事業になりますので、市民の方の関心も非常に高いと感じています。より市民の方の判断というところを仰ぐのであれば、拠点施設に関する今後具体的な流れとして、今年度中に書面手続まで行うというふうに説明されていますが、この書面の手続にもいろいろと種類があると思います。私は本格的なこの委託契約の手続については、令和９年度以降に締結をすることが広く市民のお声を反映できるんではないかというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

市と事業共創者との協議が整った後、選定委員会と審査等を経て、今年度中に書面手続を行います。その後、事業実施に向けた協議・検討を行い、市、事業共創者双方合意し、当該事業共創者を実際に事業を実施する事業実施者とすることとしております。

○１番（塩手悠太）　ということは、まだ具体的にその書面の手続についてはまだ協議する前の段階なので、まだ特定の決まりは定まってないということで理解いたしました。

私は別府市側の意見として、本格的な委託契約については、来年度以降行うという主張を持っておいてもいいんではないかということで指摘をしておきます。

次に、経済効果というところについてお聞きしていきますが、新湯治・ウェルネスで別府市は稼ぐ別府の仕組みをつくることということを目的にしています。稼ぐ別府というわけでありますから、具体的にどれだけ稼ぐのかというのを、目標というか想定する数字というものを持っているんだろうと私は推察をしているんですが、この拠点施設に設置にかかる費用もかなりかかるという点において、この拠点施設を設置するに至って発生する経

済効果、別府市が求める経済効果額と、それから市税収入額というのが具体的にありましたら説明ください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

現段階では、基本計画において、今後30年間の想定額が示されておりますが、利用者の増加や民間施設から得られる地代や税金などが負担額を上回り、市民は施設やエビデンスなどで健康となり、ウェルネスが産業化することで、将来的には市税の伸びなどが見込まれることから、世界で1,200兆円が見込まれる成長産業であるウェルネス市場に参入し、その市場規模を見据えた取組により付加価値が上がり、泊数が増え、雇用が生まれる新たな経済の循環が新湯治・ウェルネスでつくり上げられることを考えています。

また、経済波及効果などの測定といったものがありますが、その効果を測るには様々な物差しや必要なデータ、期間等があると思われますので、今後どのような物差し、基準等が適切、必要なのか。市税収入額も含め、今後調査研究していきたいと考えております。

○１番（塩手悠太）　これだけの事業としてもう動き始めているわけですから、別府市として掲げる具体的な目標は、私は持っておいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。例えば、令和11年までに観光消費額を1,000億円にする、それから宿泊者数を270万人にする、外国人観光客を62万人にするというような具体的な目標数値を別府市は持っていると思います。総合戦略等で記載をされていると思うんですが、この目標数値があるわけですから、最低でもこの目標よりは上回る数字、目標を別府市は持たないといけないというわけですね。これだけの夢を語るわけですから、夢を語るにはそれだけの数字をしっかりと持って示していただきたいということは指摘をしておきます。

次に、財政についてお聞きをしていきます。

拠点施設には３つのエリアがありまして、民間提案である長期滞在エリア以外の２つのエリアについては、基本的に別府市の公共施設部分というふうになっております。この公共施設部分については、管理運営を委託するわけですが、その毎年の委託料の内訳と、その設置に関わる基礎的インフラの維持管理内容について説明ください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

基本計画では、毎年の負担額について、運営費として人件費、光熱費、修繕費、備品更新費、環境衛生管理費、元利償還金、その他の経費を合わせて年間10億円程度との試算となっております。

インフラの維持管理費につきましては、具体的な経費内訳等については、要求水準書作成後に試算されると考えておりますが、インフラ整備費につきましては、べっぷ未来共創基金を活用することとしております。

○１番（塩手悠太）　基礎的なインフラの維持管理については、私は現時点で温泉給湯にかかる維持管理、それから設置に係る市道の整備等があるというふうに認識をしております。

ここで一つ整理をさせていただきたいんですが、本事業はＰＦＩ事業のＢＴＯ方式を取ると、選択をするというふうに説明を聞いておりますが、このＢＴＯ方式は目的として建設・設置、それから管理運営に至るまでを民間事業者に担ってもらい、その対価としてサービス購入費を民間事業者に別府市がお支払いをしていくというふうに認識をしています。ですので、行政の初期費用については基本的にはありませんが、その分民間の事業者が担ってくれるということです。しかし、一般的にはこのサービス購入費の内訳から見るに、施設の整備費や維持管理費などが含まれておりますので、実質、この拠点施設を設置するに当たっての将来的な別府市の分割払いという認識を私は持っているんですが、この認識についての見解をお答えください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

事業全体経費等の対応につきましては、物価等の状況も参考にしながら、工事費と合わ

せて採算性が加味され、トータルでの事業性が判断材料になると考えております。その事業性について、事業共創者は市とともに要求水準書をつくることとなり、当然ながら事業性が発揮された要求水準書が作成されると考えております。

また、民間事業者の施設収入等に係る提案において、基本計画段階の試算から入場者数が上振れした場合、観光客等が利用する温浴体験エリア等の料金が、計画を上回る価格設定等があった場合、併せて民間提案施設部分で得られる地代、固定資産税等の合計額が毎年の、毎年度の収支においても想定される事業経費を上回る結果となり、さらにプラスになる場合も考えられます。

今後、事業を実施していく民間事業者の提案や協議の内容等をしっかり検討し、全体を総合的に判断していきたいと考えております。

○１番（塩手悠太）　私は仕組み的に、別府市の委託料という担保がある時点で、実際の分割払いに当てはまるんではないかというふうに思います。なぜこの質問を私がしているのかというと、市民の方で、この本事業においては全て民間事業者がお金を負担してくれて、別府市の負担はほとんどないんだというような理解をされている方がいらっしゃるからです。全て民間が負担するんであれば、サービス購入型ではなくて、完全なる独立採算型でないかというふうに私は思うんですが、より正確な理解を市民の方、私も含めてしていただくためにもこのような見解をお聞きしているんですが、認識として、私が先ほど述べたこの本事業においては、全て民間事業者が費用の負担をしてくれるという認識でよろしいですか。

○新湯治・ウェルネス推進室参事（松川幸路）　お答えいたします。

事業全体の判断につきまして、今答弁をさせていただきました。分割してお支払いするというところにフォーカスされて、私どもは全体を、事業全体を把握はしておりません。最終的には採算性の視点、事業性で判断されるというふうに思っております。

また、一昨日９番議員の答弁でも市長のほうから答弁ございましたけれども、最終的にはやはり入りとの判断でこの事業をどう成立させていくかというところに、私どもはフォーカスをしております。

○１番（塩手悠太）　次に、公共施設部分について、先ほど説明されていましたが、年間の収入において想定の年間収入が上振れをした場合は、一定の割合でその金額を別府市に還元するというような要綱が組まれております。一方で、年間想定収入が下振れをした場合は、一定の割合を別府市が補填をするというような規定になっていますが、これは民間事業者が参画しやすいように工夫されたんだろうなというふうに思っております。

ただ、この赤字の補填が複数年にわたり継続した場合においての対応策というのは、もう既に別府市として考えられているというふうに思うんですが、その対応策についてお答えください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

初めに、今回の公募に添付いたしました要求水準書の骨子原案はたたき台の参考資料であり、記載している内容も変更の可能性のある資料でございます。基本計画にて試算などを示しておりますが、その費用等につきましては、一般的な国内の温浴施設等の実績をベースに考えられる最低限度の数値等で試算しております。基本計画の中身とは若干違うかもしれませんが、今の段階における最低限の数値に当てはめた施設設置後の年間収支の試算では、観光客等が利用する施設の利用料金を、ヨーロッパの平均的な温浴施設料金8,000円程度、市民ゾーンでの市民料金をテルマスと同じ700円とし、年間入場者数を20万人と設定した場合、年間収入が約17億円、現在価値での年間ランニングコストが約10億円、差し引き７億円のプラスになるという計算です。これに、地代や固定資産税等が収入として入ってくることになります。

今後、施設の収支設計等においては、実際に事業を実施する事業実施者と協議等をしっかり行い、検討していきたいと考えております。

○１番（塩手悠太）　基本的にプラスになるという、希望的観測については理解をいたしました。ただ、事業を確認する上で私たちもマイナスになった際、どういうふうな対応を考えているんですかという確認をするのは私たちの責務だというふうに思っております。経常的にマイナスが続いたときの対応は、これから協議して考えていくことということで理解をいたしました。

また、先日既存の共同温泉などとの連携強化というところを説明されておりましたが、既存の市営温泉や共同温泉につきまして、一部を除いては基本的大多数というか多数がマイナスな収支となっております。ここに新たに拠点施設に温泉公共施設を設置されることについて多少の疑問を感じるわけですが､既存の市営温泉や共同温泉のこの現実に対して、新たな公共施設の温泉を設置することについての整合性についてはどのように説明されますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

研究・実践拠点施設では、新湯治・ウェルネスのコントロールセンターの位置づけであるとともに、市全体を温泉場と考え、各温泉、浴場の泉質や効果を把握するコントロールセンターの役割としても、役割としての機能として想定しております。

拠点施設と市内の宿泊施設事業者や市営温泉、現在なかなか運営の厳しい共同温泉が連携し、各温泉の泉質･効果を拠点施設で把握し、観光客や市民、個々に合った温泉を案内･提案することで、市内の宿泊施設や市営温泉、共同温泉利用者の幅が広がるのではと考えており、利用者個々に合った案内や提案に付加価値をつけて販売することで新たな収入が生まれることや、拠点施設からの送客も想定されます。

また、この事業の目的は、拠点施設だけがもうかるのではなく、拠点施設を中心に、市内にある様々な施設、事業において付加価値を上げたサービスが提供され、浸透することで観光客の滞在期間も延び、地域経済の活性化につながり、市民所得や市の税収が増え、市民サービスに還元できる好循環が生まれることを想定しているところから、市内の宿泊施設事業者や市営温泉、共同温泉が抱える様々な課題への対応にも寄与できるものと考えております。

○副議長（安部一郎）　まもなく正午を迎えますが、議案質疑、一般質問を続行いたします。

○１番（塩手悠太）　施設をコントロールセンターとして、市全体をそういう一つの温泉場として捉えることは非常にいい考えだというふうに思っております。であるならば、一つ拠点施設の公共部分を含めて、市内の市営温泉全体の体系を一つつくるということも一案だと思いますし、また連携をするというふうに説明するんであれば、ぜひその詳細な制度設計も早めに示していただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから昨日、事業の全体の経費における上限設定についての質問は、がされており、内容について理解をいたしました。ただ私はやはり、別府市として事業全体の経費に係る上限の設定は行っておいたほうが、設定をしておいたほうがいいと思っております。そうした場合、昨今の世界情勢から物価高騰、それから今の金利上昇の局面を踏まえて、民間事業者が資金調達をした際の負担増加、こういったものを加味したときに、条件が折り合わなかった場合、あらゆる選択肢を選択できることとして、私は一定の規模の縮小を想定した計画も準備して備えておくことが必要ではないかというふうに考えているんですが、この辺りについての見解をお答えください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

物価高騰等に係る事業全体経費の対応については、物価等の状況を勘案しながら、工事費と比較した採算性が加味され、トータルでの事業性が判断材料になるので、なると考え

ます。今後、民間事業者から施設収入等に係る提案において、基本計画段階の試算から、物価等が上振れした場合は、利用料金の価格設定や民間提案施設部分で得られる地代等の提案も、物価上昇に応じてスライドすることになると考えられ、結果として事業経費を上回る状況となることが想定されることから、毎年度の収支はプラスになる収支設計になると考えます。

したがいまして、拠点施設は収益施設のため、その時々にかかる費用に合わせた価格設定、転嫁が行われるため、結局のところは規模の縮小等にはつながらないのではないかと考えます。今後、施設の収支設計等においては実際に事業を実施する事業、事業実施者と協議等をしっかりと行っていきたいと考えております。

○１番（塩手悠太）　前回の議会では、この規模の縮小の可能性はあり得ると私は理解、認識をしておりましたが、今の御答弁の中の内容を精査すると、規模の縮小は考えていないということで私は理解をさせていただきます。

ここまでは新湯治・ウェルネスについての質問をさせていただきましたが、ここからはこのテーマの最後に､ユニバーサルツーリズムというところの質問をさせていただきます。

別府市には今４つの柱の観光基本戦略というものがございますが、私はこのうち別府観光をより広く、あらゆる方が楽しめるためのこのユニバーサルツーリズムの拡充は、今後の別府市の観光を考えていく上では非常に重要な観点だというふうに思うんですが、このユニバーサルツーリズムの拡充というところについては、別府市としてどのようにお考えでしょうか。

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

別府市では、高齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を積極的に進めるため、ユニバーサルツーリズムを観光の４本柱の一つとして、ＮＰＯ法人などと連携して事業を推進しております。これまでに、旅行先での不安を解消するためのバリアフリー調査、観光事業者などを対象とした接遇研修のほか、誘客を推進するための動画制作を行い、ＳＮＳ等でも情報発信を行っております。

また、観光案内所においても、車椅子やベビーカーのレンタル、手話による案内など、多様なニーズを持つ旅行者が安心して別府を楽しめる環境整備を行っているところです。誰もが安心して旅行ができる体制の整備を行うとともに、今後は旅行会社などとも連携して、障がいの有無にかかわらず誰もが別府を堪能できる着地型ツアー商品の作成・販売など、高付加価値な旅の提案による観光課題の解決に向けても取り組んでまいりたいと考えております。

○１番（塩手悠太）　この拠点施設の仕様書の骨子案の中にも、ユニバーサルツーリズムに配慮することが盛り込まれています。ということは、障がいのある人もこの施設にたくさん来られるというふうに思うんですが、そうなった場合、市内での観光というところを考えた際に、やはり課題となるのが移動手段の確保となります。市内には、福祉車両のタクシーやレンタカーのほうにも福祉車両がありますが、以前、私数名の同僚議員と調査研究をした際に、市内の福祉車両の不足というところも一つ課題であるというふうに理解をしております。

そこで、今市内において、官民で福祉車両がどれだけ所有されているのかという調査等も含めて、また別府市としてこの福祉車両を整備することも含めて、ユニバーサルツーリズムの拡充、そしてそれから福祉政策の向上にもつながるというふうに私は考えているんですが、この辺りの見解についてお答えください。

○企画戦略部長（安部政信）　お答えいたします。

障がいのある方の移動支援につきましては、これまでもＵＤタクシーの購入費助成や、福祉、現在も行っております福祉タクシー手当、あるいはリフト付きタクシーの利用者へ

の補助、あとは湯けむりライドシェアの南部及び関の江循環線の車椅子対応車両の導入など、様々な取組をしているところでございます。

御指摘ありました実践拠点施設のアクセス手段というのは、多くの来場者が想定されますので、このアクセス手段というものの構築というのは不可欠でございます。そのため、バリアフリー法やともに生きる条例を踏まえ、利用者や既存の交通事業者と協議しながら、御質問のありました福祉車両に限らず誰もが安心できる、安心して利用できる移動手段の確保策について検討していきたいというふうに考えております。

○１番（塩手悠太）　ぜひ、検討課題として今後検討していただきたいということをお願いをしておきます。

次の福祉政策というところのテーマに移りますが。

○副議長（安部一郎）　休憩いたします。

午後０時 10 分　休憩

午後１時 10 分　再開

（議長交代、議長小野正明、議長席に着く）

○議長（小野正明）　再開いたします。

○市長（長野恭紘）　午前中最後、私が総括的な御答弁を差し上げてというところでしたけれども、終わりましたので、私から。すみません、お時間いただきましてありがとうございます。

まず、全般的なお話でありますけれども、さっきの質問の中で９番議員さんの質問にお答えをしましたけれども、とにかく今、これから先は使う側のほうが当然社会保障費等、使う側のほうが多くなって、払う側が少なくなってくると。当然こういう全般的なことを考えていったときに、そんな魔法のような方法というのは当然考えられないと。であれば、どこかでしっかり稼いだ部分を福祉の部分に回していくという、これは塩手議員にしても、どの、この議場におられる議員さん皆さん共通の認識ではないかというふうに思います。そのために、新湯治・ウェルネスという方法を我々考えたということであります。

そして、やっぱりお金の件に関しては非常に議員も御心配の向きがあるというふうに思います。べっぷ未来共創基金という基金を、財政調整用基金とは別に、別枠で 27 億円今積み上げて準備をしております。今、一部道路の整備等がスタートしております。こういう 27 億円の中から、道路整備であるとか、先ほど議員が言われた温泉の給湯でありますとか、様々な上下水の整備等がスタートすると。これ補助金等も入って、交付金等も入ってきますので、道路に至っても今交付金が入って、想定よりも当然安く、この 27 億円を全部当然使い切らない段階で、全部の基本的な、私たちがやらなければいけない基本的なインフラの整備というのは終わると。ここは御理解いただけると思います。

どれだけこれから新湯治・ウェルネスで稼いでいけるのかという目標についてもお尋ねがありましたので、まずは最後のほうで担当の室長からもお話をさせていただきましたけれども、施設単体においても、単年度で厳しく見積もっても７億円のプラスが出るという、そういう想定の下に、ここは最低ラインでありますから、ここを最低ラインとして、私たちはこれから事業共創者とある一定程度の事業の話合いに臨んでいくと、書類をつくり上げていくと。

７億円単年度でプラスになるというのが、甘いんじゃないかというような御指摘ももしかしたらあるかもしれませんけれども、類似のヨーロッパの、例えばあんまり評判よくないかもしれませんけれども、アイスランドのブルーラグーンとか、例えばブダペストにあるセーチェーニ温泉とか、例えばほかのフランスにある施設でありますとか、スイスにある施設でありますとか、そういったところというのは、１万 4,000 円とか１万 5,000 円ぐらいを取っていますね。少なくとも１万円以上は取っていると思います。それで私た

ちは8,000円という設定。それから人数にしても、そういったところは100万人以上人数が来てるんですね。例えばブダペストのセーチェーニ温泉というところは、ほぼ別府と観光客数800万人ぐらいで一緒です。そこで140万人ぐらいの入場者数があると。料金設定は大体1万円以上ということですので、そういったことを見ていただけると、相当厳しく見積もっているということがお分かりになっていただけるんじゃないかなというふうに思います。

1,200兆円産業、新湯治・ウェルネスという産業が1,200兆円産業、世界でこれからそういう産業になっていくという中で、日本では誰もまだやってない。つまり、競争が激しい世界に私たち身を投じてやっていくわけではなくて、まだまだ誰も競争相手がいない中に、まず日本代表として我々がこの分野に参入をしていくということなので、チャンスが無限にあるということですので、しっかりこれは稼いでいける施設になるし、考え方になるというふうに思っております。

それから、施設の上限設定ですね、例えばこれは先ほど担当からも御答弁をさせていただきましたけれども、図書館のような利用料収入を取れない場合においては、ある程度上限を設定をさせていただいて、もうこれ以上はかけると、私たちの支払いが苦しくなってくるというところがあると思うんです。ですけれども、さっき言ったようにここは無限の可能性と利用料の収入を高く取れるところでありますので、例えばコストが、建設費が高くなったとしても、その分をしっかりと上乗せをしていくことによって、それをリターンとして我々が得ることができるので、支払いはあんまり心配をしていないと。物価が毎年上がっていきますけれども、その物価に合わせても料金を改定を当然していきますので、そういう意味においては、我々が上限コストを決めなくても支払いに苦労していくことというのは、ほとんどあり得ないんじゃないかなというようなことを考えているところでございます。

それから、共同浴場が今あって、民間の皆さん方がやっている温泉もありますよね、ひょうたん温泉さんなんかは物すごくすばらしい温泉だと思います。こういったところと値段設定を変えることで、整合性をしっかり合わせていくことと、私たちが考えている拠点となる施設ができることで、競争相手になるんじゃなくて一緒に稼いでいく、仲間が強烈なコントロールセンター、中心となる一つの施設ができるので、私たちのところに来るお客さん、あるいは市民の皆さん方に成分なんかを全て調査をした上で、合った温泉とか、合った入り方をしていくのは一つの施設ではなかなか難しいと思いますから、そういった各共同浴場や民間の温泉施設と連携をして、お客さんを紹介し合うような形で私たちのところで一旦お金をストックして、それをお渡しをするというようなことで、共同浴場なかなか500円とかという値段設定ができないんですけれども、私たちのところから先にいただいて、例えば後でそこの部分にお返し、共同浴場にお返しをするとか、いろんなことが考えられると思いますので、とにかくこれが産業化をしたときにはとてつもない民間の皆さん方の利益、それから税収になって跳ね返ってくるということになると思いますので、お時間をいただいて大変恐縮でありましたけれども、ぜひこれからも丁寧に説明をしていきたいというふうに思います。

○１番（塩手悠太）　今、市長の並々ならぬ、力強いというか、説明いただきましてありがとうございます。私も新湯治・ウェルネスについては、ぜひ前向きに進めていきたいというふうに思ってます。これを成功させるために、私たちはあらゆる視点で、確認からチェックをしていかなければいけないと、それが責務であるというふうに思ってますので、決して反対ありきで批判してるというわけではなくて、成功に向けてあらゆる想定をして指摘というかチェックをしているというところだけは御理解いただきたいと思いますし、また今後も、引き続き議論させていただきたいと思います。

また、市民の皆さんも全員が賛成というのはなかなか難しいと思います。いい面もあれば、悪い面というか、よくないというか、想定として悲観的な面もしっかり市民の方にお伝えしていくことが、市民の方に対する理解度促進にもこれはつながっていくんではないかというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは次のテーマ、福祉について質問させていただきます。

認知症についてでございますが、今や高齢者の５人に１人が認知症を発症するというふうに言われておりまして、また厚生労働省の報告でも、介護を必要とする方の一番の要因として、認知症というところが報告されています。別府市の現状を見てみますと、第９期高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画から見たときに、介護認定者に占める認知症の割合というのが約８割という報告が出ています。ここから、介護予防については、認知症予防が重要であるというところが分かるわけですが、この認知症予防という観点で、先日も名称出ましたけど、軽度認知障害、ＭＣＩと言われるものがあります。認知症につきましては、早期発見で治療できるタイプのものもありますし、早期発見が非常に重要な鍵になるわけですが、軽度認知障害というのは、健常な人とそれから認知症の方の中間というふうに言われておりまして、早期発見で適切な治療を受けることができれば、回復する可能性もあるというふうに言われています。

このＭＣＩの検診を受けることが非常に重要なのではないかと私は思っておるんですが、このＭＣＩの検診の必要性、重要性について、別府市としてはどのようにお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

80代後半では、３人から４人に１人は認知症になると言われています。いかに長く住み慣れた地域で仲間とつながりながら自分らしく暮らせるかは大変重要で、そのためにも認知機能が健康な状態に戻ることが可能なＭＣＩ軽度認知障害を早期に発見することは必要だと認識しています。

○１番（塩手悠太）　この検診を積極的に受診をすることが、認知症の発症を遅らせたり、それから抑制することにつながる非常に重要な認識をお持ちだということで、共通の認識だと理解いたしました。

このＭＣＩ検診につきましては、精密検査等で自己負担が生じてしまうため、検診にちゅうちょしてしまう方もいらっしゃいます。そのような方を少しでも減らしていくためには、この検診の、検診ができるような体制の構築と、一部助成について考えていかなくてはいけないと思っております。

そこで紹介したいのが、神戸市で認知症神戸モデルと言われる検診の助成制度というところがあります。ちょっと紹介しますと、65歳以上の方に対して第１段階として、認知機能検診というところが受けられて、その後、精密検査が必要ですよと言われる方に対しては、第２段階として認知機能精密検査が受けられて、そこでＭＣＩとかそれから認知症と診断された方が適切な治療を受けていく、そういった仕組みになっているんですが、ここで特筆すべきは、自己負担部分については全て助成で賄っているという点にあります。もちろん費用がかかるわけですけど、大体神戸モデルで３億円の費用が必要となっているんですが、この財源については、個人市民税の均等割に対して１人当たり400円の追加徴収をして財源を賄っている点です。

このようなモデル等を参考にして、別府市でも検診の助成を考えていくことが必要ではないかというふうに思うんですが、この辺りについての見解をお答えください。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

今年度、大分大学と行います研究では、血液検査やデジタルを活用した検査など、様々な認知機能検査を実施します。その結果を踏まえて、市民の身体的負担、簡易性検査費用

など様々な要因から、別府市に合った取組を検討していきたいと考えています。
○１番（塩手悠太）　助成につきましては、今後大分大学さんとの共同の調査等も踏まえて、助成に向けて前向きに別府市として動いていくんだろうというふうに推察をいたしますんで、期待をしたいと思います。
　また、その前に体制づくりとして、一定の65歳以上の方で特定健診等の対象の方に対して、ＭＣＩの検診を促すような通知を送っていくことが体制づくりの第１段階だと思っておりますので、その辺りについてはぜひ検討していただきたいと思います。
　次に、デジタルを活用した高齢者の見守り体制というところについてお聞きしますが、現状の見守り体制につきましては、先日の穴井議員の質疑の中で確認ができましたので、私からは１点。
　デジタルを活用した見守り体制の拡充について、今年度から別府市が導入した人感センサーの利用状況も踏まえて御答弁ください。
○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。
　緊急通報システムに人感センサーを活用した24時間見守りサービスを、令和８年４月より新規申込みの方を対象に開始しています。現在、８件御利用いただいております。
　見守りなどにおけるデジタルの拡充に関しましては、人感センサーの緊急通報システムを開始したばかりですので、まずはこの緊急通報システムの利用者の利便性や緊急時の対応等を評価していきたいと思います。
○１番（塩手悠太）　デジタルにつきましてはいろいろ議論されておりますが、適切に活用すれば私たちの生活を豊かにする道具だと思っております。ぜひ、この見守り体制というところについてもこのデジタルを積極的に活用した拡充支援というところをお願いしたいですし、また今後、それにつきましても議論させていただきたいと思います。
　この項、テーマの最後に、介護をしている方の心身ケアというところについてお聞きしていきますが、介護者の心身ケアの必要性につきましては、別府市としてどのようにお考えでしょうか。
○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。
　介護は長期に及ぶことが多いため、孤立し、心の余裕を失ったり、体調を崩すこともあります。介護を受ける方、介護者、お互いの生活と幸せを維持するために、介護者への心身の健康づくりへの支援は重要なことだと認識しております。
○１番（塩手悠太）　現在、別府市には最新で7,436人の介護認定者がいます。それに伴って、それだけの数、同数の介護者もいるというふうに思うんですが、私の身内にも要介護認定を受けた家族がいました。家族と親族で皆でサポートし合ったので、負担は分散ができましたが、中には単身で介護している方もいらっしゃいます。そういった方に対しての心身ケアについて、これから私は社会を挙げてサポートしていく必要があると認識をしておりますが、現在ショートステイなどに加えて、産後ケア等で実施をしている旅館、ホテル等の非日常的な空間での心身のリフレッシュという点についても、介護者の心身ケアの体制に組み込んで、支援の拡充、拡大を検討していくことが必要だと思いますが、この辺りについてはどのようにお考えでしょうか。
○市民福祉部参事兼福祉事務所長（甲斐博幸）　お答えします。
　介護保険制度での身体的･精神的負担の軽減を図るサービスとして、短期入所生活介護、いわゆるショートステイや通所介護、デイサービスがあります。また、オレンジカフェなど、介護に関する相談ができる場も整備しております。
　これらの活用により、介護者の心身のケアにつながるものだと考えております。
○１番（塩手悠太）　国全体としては､在宅医療･在宅介護を推進というか進めていますんで、自宅での介護をされる方が増えてくるというふうに思っております。対象者をどういう方

にするのかとか、条件をどうするのかというところの課題はあると思いますが、ぜひここについても目を向けて検討していただきたいということをお願いして、次のテーマに移ります。

次はまちづくりというところについてですが、今別府市では、おおむね中学校区を対象にしたひとまもり・まちまもり協議会というのを設置しております。これはもう、事業が立ち上がって10年、そろそろ10年たつ節目の事業になるわけですが、現在、このひとまもり・まちまもり協議会、それから各協議会に掲げられている地域ビジョンというものをどれだけの市民の方が認知、それから理解をしているのかというのが気になるんですが、この状況についてはどのように把握しているでしょうか。

○自治連携課長（溝部進一）　お答えいたします。

ひとまもり・まちまもり協議会は、将来を見据え、中学校区を新たな地域の単位とすることで、地域課題を解決するために設立されました。主催する事業数や参加者が年々増加していることに伴い、協議会に対する市民の認知度も上がってきていると思われます。

また、地域ビジョンにつきましては、各協議会が未来に向けて地域を見つめ直す機会として策定したものであり、地域ビジョンに沿って協議会が実施する事業に多くの地域住民の皆様が御参加していただくことにより、認識も広まると考えております。現在、ひとまもり・まちまもり協議会では、スケールメリットを生かした交流事業や、一方では交通不便地域におけるひと・まち支え合い交通の実施など、地域住民の一人一人が抱える課題に対して、地域で支え合う取組も進んでおりますので、協議会の本来の力が発揮され、住民の理解もさらに広まるものと考えております。

○１番（塩手悠太）　今のあくまで主観的なデータというか現状であって、私が確認したかったのは客観的な数字等でのデータでした。

このまま質問に続くんですが、これから事業開始をして10年がそろそろたち、節目の10年がたつので、一度そういう認知度とか理解度とか、また、今のひと・まち協議会の在り方とか地区割りをもう一回考え直すとかというのを含めて、一度現状調査、アンケート調査等をされたほうがいいと思うんですが、この辺りについてはいかがお考えでしょうか。

○自治連携課長（溝部進一）　お答えいたします。

ひとまもり・まちまもり協議会が設立されてから経過年数は６年から９年と、７協議会それぞれです。当初は様々な御意見もありましたが、その後、コロナ禍を経て、少子高齢化がさらに進み、年々、自治会の力も弱まる中、現在では地域でひとまもり・まちまもり協議会が定着し、取組も着実に進展しています。持続可能な地域づくりのためには、自治会や小学校区、さらに中学校区など様々な単位の地域コミュニティーが、役割分担しながら自治機能を維持していく必要があると考えております。

協議会に関しましては、市民アンケートをはじめ、協議会の事業の際のアンケートや御意見を日常的に市やコーディネーター、協議会の役員や関係団体等が情報共有し、率直な意見交換を行っているところであります。地域コミュニティーの構築には、地域の自主性を尊重しながら、長い時間をかけて着実に取り組んでいくことが肝要です。今後とも、アンケート調査を実施する際、その内容等に配慮してまいります。

○１番（塩手悠太）　私は一度全市民対象にしたそういったアンケート調査というか、現状調査をされたほうが、より政策の向上につながるというふうに思っておりますので、ぜひ検討していただきたいというのと、前回の議会で学生との連携窓口の設置というところについて、指摘というか議論させていただきましたが、これは直近の外部評価委員会で委員の方からも指摘をされていました。この今の状況については、どのようにお考えでしょうか。

○自治連携課長（溝部進一）　お答えいたします。

現在、亀川地区をはじめ各地域においても学生ボランティア活動が行われており、学生団体とひとまもり・まちまもり協議会が連携した地域活動を行われております。総合戦略推進委員会では、学生と地域との連携について御意見を伺っておりますので、さらに地域と学生の活動が充実するよう、協議会とともに取り組んでまいります。

学生からの地域活動の相談等につきましては、引き続き圏域のひとまもり・まちまもり協議会や自治連携課等にお問い合わせいただければと存じます。

○１番（塩手悠太）　今後、ひとまもり・まちまもり協議会の中に学生部会というのが立ち上がっていくことを期待していますし、またそれに向けて、自治連携課としてもいろいろ前向きに検討というか、取組を進めていただきたいとお願いをしておきます。

この項最後のテーマに、町内公民館というところについてお聞きをしますが、2027 年末をもちまして、今の蛍光灯照明というのが製造、それから輸出・輸入が全面禁止になります。ということは、随時蛍光灯の照明が手に入りにくい状況になるというふうに思うんですが、別府市では今年度予算を措置して主な公共施設についてはＬＥＤ化を促進というか、進めています。町内公民館についてもＬＥＤ化を促進していくことが求められると思うんですが、現在別府市が行っている町内公民館等の改修の事業、補助事業については、50 万円以上等の要件が設定されておりますので、今後町内公民館のＬＥＤ化というところを、別府市としても支援をしていくお考えであるならば、この要件を時限的に緩和するということも検討されてはどうかと思いますが、現状についてお答えください。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

町内公民館建設等支援事業のうち、補助金の交付に関しましては、町内公民館の改修など、対象工事費が 50 万円以上となる工事に対し、５年度に一度補助金を交付する制度となっています。

照明設備のＬＥＤ化などの比較的軽微な設備改修につきましては、現在行っている対象工事費及び前回交付からの経過年数による制限等を見直し、柔軟に対応できるよう、要綱の改正を検討してまいります。

○１番（塩手悠太）　柔軟な対応をしていただきまして感謝申し上げます。また、要綱の改正とか変わりましたタイミングでまたお知らせしていただきたいということをお願いしておきます。

では、次のテーマに移ります。公民連携についてです。

まず、公有地についてお聞きしますが、最初の２問についてはもう確認だけですので、端的にお願いいたします。

旧山の手中学校の跡地利活用状況というところについてお聞きしたいんですが、現在べっぷ未来デザイン会議というところの中で、一部の地域で山の手中学校について説明されていると思います。別府市として特に意図はないとは思うんですけど、その説明を聞いた後に、複数名から私に問合せがありまして、別府市は今、山の手中学校売却考えているんですかというような問合せがありました。私もそういった認識はありませんでしたので、びっくりしましたので、一度ここは別府市の公式見解を伺いたいなと思いましたので、現状の山の手中学校の利活用状況についてお答えください。

○企画戦略部長（安部政信）　お答えいたします。

令和３年度に策定しました跡地の活用方針では、売却方式、または定期借地権方式で活用方針を検討するとお示ししておるところでございますが、仮設駐車場を活用する際に開催いたしました地域住民の説明会等におきまして、売却等については消極的意見がございました。そういった地域の意見を尊重して、現在では仮設駐車場と活用する際に、売却予定地からは今のところ除外しているというふうな状況でございます。

しかしながら、将来的に利活用については当該地が最も有効に生きるような手法を検討していく方針には変更なく、地域の意見を聞きながら、公共施設のマネジメントの方針に従って進めていきたいというふうに考えております。

○１番（塩手悠太）　分かりました。

じゃあ、そのまま引き続いて今年度から土地の管理を移管した旧朝日出張所跡地とそれから亀川住宅余剰地についての活用状況もお答えください。

○公営事業局地域振興室長（山本直樹）　お答えいたします。

旧朝日出張所跡地につきましては、コインパーキングを整備する予定としております。

市営亀川住宅余剰地につきましては、今後地域住民の方々の御意見を伺いながら、活用方法につきまして検討してまいりたいと考えております。

○１番（塩手悠太）　分かりました、ありがとうございます。

では続きまして、別府市のホームページ上で公有地の未利用財産というのが一覧で公開されておりますが、この利活用状況についての説明と、それから利用状況によっては、一時貸付というところも選択肢として考えるべきではないかと思っていますが、この点についての見解をお答えください。

○財政課長（河野文彦）　お答えいたします。

未利用財産におきましては､公有地ごとに有利な方法で有効活用を図ることとしており、計画的な収益確保に努めるものとしております。

未利用財産で今後、市による使用が見込まれないものについては有効活用を図り、利活用によって得た収益は、公共施設の保全等の財源として活用していくものとしておりますので、今後においても様々な手法を用いて利活用を着実に進めてまいりたいと考えております。

○１番（塩手悠太）　中には利活用になかなか結びつきにくいような財産もあると思いますんで、私が先ほど申し上げた一時貸付というのも有効な手法の一つとして検討していただきたいと思います。

次に、指定管理者制度についてお聞きしますが、公会堂についてからお聞きします。

公会堂の指定管理については､施設の管理運営を任せるというふうになっておりますが、一部社会教育事業については引き続き別府市が直営で運営するとなっております。公会堂には市民会館が備えつけられておりますが、長年この舞台の管理等については別府市が直接委託をして管理を、管理というか関係性を築いてきたという点で、一部機能を残すんであれば、引き続きこの舞台管理等のやり取りは別府市の直営でやったほうがいいんではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

今回の公会堂の指定管理者の選定案につきまして、議決をいただいた場合には、日本郵便が公会堂の管理運営業務を担うことになり、業務の詳細に関しましては、今後、日本郵便と協議を行い、協定書の中で確定していくこととしております。

特に、舞台音響など専門性を必要とする業務につきましては、日本郵便側と丁寧に協議し、利用者の利便性の確保を図ってまいりたいと考えております。

○１番（塩手悠太）　もし、専門人材を有していないようであるなら、別府市が丁寧に協議をぜひしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、今回非公募というふうな形で選定をしましたが、ガイドライン上には例外である非公募の条件が規定をされています。ただ、公平性と透明性の確保をしっかりとつなげていくという観点から、この今の別府市のガイドライン上により厳格な専門性を有する等の文言を規定したほうが、確保につながるんではないかというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

○政策企画課長（清末　妙）　お答えします。

　指定管理者を非公募で選定する理由を一律に規定することは難しいため、公募によらない場合は、別府市公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会に諮問し、外部有識者の御意見を踏まえ、公正で適切な候補者選定を行うようにしております。

○１番（塩手悠太）　他市では、それに加えて非公募条件をさらに明確に規定をしているところもありますんで、ぜひ参考にして検討していただきたいと思います。

　それから次にモニタリング、指定管理のモニタリングというところについてお聞きしますが、指定管理者による管理運営状況を監視することとして、モニタリングは指定管理者制度の中においては重要な観点になるんですが、ある指定管理施設において１年以上、施設の設備が故障しているにもかかわらず、それが放置をされて、利用者からの指摘を受けて、別府市が把握をして対処に当たるというような事例がありました。

　利用者からの指摘がなければ気づかないようなモニタリング体制では、今後の指定管理者制度の効果を適切に判断することが難しくなると思います。いま一度このモニタリング制度のマニュアル等の再徹底、必要だと思いますがいかがお考えでしょうか。

○政策企画課長（清末　妙）　お答えします。

　指定管理制度を適正かつ円滑に運用していくための基本的指針として、ガイドラインを定めております。新たな課題等にも対応するため、定期的にガイドラインの見直しを行っておりますが、今後についても、多様化する市民ニーズへの効果的・効率的な対応や利用者の満足度向上のため､ガイドラインの見直しや改定を行いながら､モニタリングやチェック体制の徹底と、適切な管理運営が図れるよう、連絡協議会等を通じて働きかけていきたいと思っております。

○１番（塩手悠太）　ここにつきましては、ぜひ徹底を再度お願いしたいというふうに思います。

　また、併せて利用者アンケート等を実施されていまして、ガイドラインにこれも規定をされているんですが、現在このアンケート調査は別府市で一般公開されていません。他都市ではアンケート調査を公開しているところもあるんですが、アンケート調査の一般公開というところについてぜひ検討していただきたいんですが､どのようにお考えでしょうか。

○政策企画課長（清末　妙）　お答えします。

　アンケート調査は、利用者の声を管理運営の改善、利用者の満足度向上に役立てる目的で実施しておりますが、アンケート調査への取組状況や調査に基づく改善状況などは施設運営の評価指標にも活用しております。アンケートを通じて寄せられる御意見や要望などへの対応が、施設の状況改善や今後の対策に生かされており、利用者満足度の向上に効果的であると考えておりますが、アンケート結果の公表については、公表することによるメリットや効果を整理し、その方法も含めて今後判断していきたいと考えております。

○１番（塩手悠太）　残った質問は次回に積み残しというか、回させていただきたいと思います。

　今回指定、ウェルネスについていろいろと議論させていただきましたが、引き続き市長含めて新湯治・ウェルネスについては議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　以上で終わります。

○議長（小野正明）　塩手議員に申し上げます。通告した内容は全て行うか、時間内での質問が可能な範囲での通告をお願いします。

○８番（日名子敦子）　皆様、お疲れのことと思いますが、一般質問最終日、最後の日名子敦子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　議長、質問の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（小野正明）　許可いたします。
○８番（日名子敦子）　また、質問の順序ですが、４の別府の観光産業活性のためにの（１）と（３）を入れ替えて、（３）、（２）、（１）への変更をお願いいたします。
○議長（小野正明）　許可いたします。
○８番（日名子敦子）　では、早速質問に入ります。
　防災行政についてです。
　初めに、新たな防災気象情報についてです。つい先日、令和８年５月29日から気象庁が発表する防災気象情報が新しい運用に変わりました。
　資料１をお願いいたします。
　最近、新聞や報道で皆様も目にしていらっしゃると思います。近年は線状降水帯の発生や記録的な大雨など、これまでに経験したことのない災害が全国各地で発生しており、皆様にとっても、いつ避難すべきか、どの情報を基準に行動すればよいのかという判断がますます重要になっています。これまでは大雨警報や土砂災害警戒警報など様々な情報が発表されていましたが、その違いが分かりにくいという声も聞かれておりました。
　今回の見直しによってどのような点が変わり、市民の皆様に分かりやすい何かメリットがあるんでしょうか。また、市としてはこの新しい防災気象情報をどのように避難情報の発令判断に活用していくのか、お聞かせください。
○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。
　これまでの防災気象情報でございますが、大雨・土砂災害・洪水などの風水害情報の名称がばらばらで、どの警戒レベルに相当する情報なのか分かりづらいという課題がありましたが、大雨警報等の名称に相当する警戒レベル１から５の数字が付され、取るべき行動やきっかけとなる情報を分かりやすく整理しようというのが気象庁の狙いでございます。自主的な避難行動の参考にしやすくなりました。
　この防災気象情報は、気象庁が市町村単位で発令するものでございます。市町村はこの情報等を参考に、総合的に避難指示等の発令を迅速に判断いたします。
○８番（日名子敦子）　市報５月号にも特集が組まれていましたので、皆様いま一度御覧いただきたいと思います。
　答弁を伺いますと、市民の皆様が警戒レベルを正しく理解し、早めの避難行動につなげることが大変重要であると感じました。しかし実際には、高齢者の方や障がいのある方など、自力での避難が難しい方も多くおられます。情報が分かりやすくなっても、避難そのものに支援が必要な方への備えが不可欠です。
　そこで、次に個別避難計画について伺います。
　災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方々を守るためには、平時からの準備が非常に重要です。国においても、個別避難計画の作成促進が進められておりますが､別府市においても､個別避難計画の対象となる避難行動要支援者は現在何名いらっしゃるんでしょうか。また、その方々に対する計画を策定した方は何名なんでしょうか。併せてお聞かせください。
○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。
　個別避難計画の対象者は、いわゆる避難行動要支援者と言われております。現在、市内の対象者数は約3,500名でございます。これまでに個別避難計画を策定した方はそのうち、令和７年度末で916名でございます。
○８番（日名子敦子）　約3,500名もの方が対象になっていることからも、この取組の重要性を改めて認識いたしました。約４分の１の方々の計画も策定済みとのことです。
　一方で、行政だけで計画を作成することは難しく、地域や福祉関係者との連携が欠かせないものと考えます。別府市では個別避難計画を作成するに当たり、どのような手法で取

り組んでいるのでしょうか。また、地域や福祉関係者など、どのような方々と連携しながら計画作成を進めているのか、お聞かせください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

避難行動要支援者のうち、福祉サービスの利用者は、その方の心身の状況等を細かく把握しているケアマネジャーなど、福祉専門職の方々に御協力をいただいております。福祉サービスを利用していない方につきましては、地域の自主防災会の方々に御協力をいただき、さらに地域の民生委員・児童委員の方々も加わった「地域調整会議」において、計画のブラッシュアップ、情報共有、さらには地域とのつながりを構築できるよう努めております。

○８番（日名子敦子）　先日、私の地域でも、担当課の進行の下、自治会の複数の役員や当事者が参加し、個別避難計画の作成に関する話合いが持たれました。小野佳子議員と実際に参加してみますと、それぞれの生活状況や避難時の課題などを共有することができ、大変意味のある機会だったと感じております。また、担当課の職員の皆様にも丁寧に対応していただき、心より感謝申し上げます。

ただ、避難行動要支援者の方々の状況は日々変化していきます。作成した時点では適切な計画であっても､時間の経過とともに実態と合わなくなることも考えられます。そこで、計画の継続的な見直しについてお伺いいたします。

高齢化の進行や健康状態の変化、また地域の支援体制の変化などによって、避難方法や支援者が変わる場合もあると思います。そのため、計画を作成した後の更新や見直しが非常に重要になると考えますが､市としてはどのように計画のアップデートを行っていくか、お聞かせください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

計画作成に携わっていただいた福祉専門職の方や、地域の自主防災会、民生委員・児童委員の方々からの情報提供や、また市からの定期的な通知等により、更新等の実施を進めていきたいと考えております。

○８番（日名子敦子）　計画を継続的に更新し、実効性を維持していくことが重要だと思います。

災害には様々な種類がありますが、その中でも活火山を有する別府市が特に備えなければならない災害の一つが、火山災害です。次に、火山災害の避難について伺いますが、近年は全国的にも火山活動への関心が高まっていますので、この火山避難計画についてお伺いいたします。

先日、テレビの特別番組におきましても、富士山の噴火を想定した火山避難計画がドラマ形式で紹介されておりました。私も視聴しましたが、火山被害は決して他地域だけの問題ではなく、改めて危機感を持ったところです。別府市には鶴見岳・伽藍岳があり、市民の皆様や観光客の安全を守るには、平時からの備えが極めて重要であると考えます。別府市では、現在火山避難計画の充実に向けてどのような取組を進めているのでしょうか。また、市民への周知や避難計画策定に向けた今後のスケジュールについてもお聞かせください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

令和３年12月に大分県鶴見岳伽藍岳火山防災協議会において、鶴見岳・伽藍岳火山避難計画が改定されております。これを受け、本市では、令和５年度から令和９年度までの５か年計画で、大分大学に「鶴見岳・伽藍岳に対する火山防災に関する研究事業」の委託を行っております。市内における具体的な火山避難計画作成のために必要な基本的事項を整備し、今後の避難計画の方針づくりを検討しております。並行して、防災士、小中学校など、市民への火山防災の周知活動も行っております。

令和９年度は、図上訓練や住民アンケートの集約結果、大分大学との研究結果を踏まえ、現状の市の地域防災計画、県の鶴見岳･伽藍岳火山避難計画の課題抽出等を行い、鶴見岳･伽藍岳噴火等の広域避難計画を策定したいと考えております。

○８番（日名子敦子）　大学との連携や広域避難計画の策定など着実に取組が進められていることが分かりました。一方で、自然災害は火山だけでなく、本市は海にも面しており、南海トラフ地震への備えとして、津波対策も極めて重要です。

そこで次に、今回は津波避難ビルについてお伺いします。

資料２をお願いします。

人が階段を上るピクトグラムが津波避難ビルの表示です。皆様も御覧になったことがあると思います。津波災害への備えとして、特に海抜の低いエリアにお住まいの市民の皆様にとって、津波避難ビルは命を守る重要な施設であると認識しております。別府市では公共施設だけでなく、多くの民間施設とも協定を締結していると伺ってます。現在、市内にはどの程度の津波避難ビルが指定されているのでしょうか。また、実際に津波が発生した際には、どの場所まで避難することになるのか、その運用についてお聞かせください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

津波ハザードエリア内に所在するビル 24 か所と津波避難ビルの協定を締結しております。避難の際は、一部施設を除き４階以上の共有通路が使用場所となっております。

○８番（日名子敦子）　民間事業者の協力によっても、津波避難体制が支えられています。しかしながら、実際にお話を伺いますと、オートロックの集合住宅もございますし、民間ビルの管理者の方々の中には、有事の際にどのように対応すればよいのかを不安に感じられている方もいらっしゃいます。津波避難ビルは､避難場所として指定するだけではなく、実際の災害時に確実に機能することが重要だと考えます。

特に、民間施設については、施設管理者や、また、居住者の理解や協力が欠かせません。また、今後の地域状況を踏まえますと、さらなる指定施設の確保も必要ではないかと考えます。現在､協定を締結している津波避難ビルの運用状況をどのように把握していますか。また、今後の津波避難ビルの確保や整備について、市の方針をお聞かせください。

○防災局長（日置伸夫）　お答えいたします。

市といたしましては、津波警報発令時に海抜 10 メートル以上の場所への避難を推奨しておりますが、水平避難の移動が困難な災害時要配慮者の方々などは、緊急避難ができます津波避難ビルも重要な避難施設でございます。

今後は、現在協定を締結してます津波避難ビルについては、東日本震災後に締結をしていることから、現在も避難できる状態であるかを再確認し、建物の所有者や居住をされている方々に、津波避難ビルに指定されていることを再認識していただくことも必要だと考えております。さらには、新たに津波避難ビルを増やすことで、発生リスクの高い南海トラフ地震をはじめ、津波被害に対する市民の皆様の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

○８番（日名子敦子）　市民の安全確保に向けた、さらなる充実を期待しております。

防災は行政だけで完結するものではなく、市民、地域事業者が一体となって取り組むことも重要です。引き続き市民の皆様が安心して暮らせる防災体制の構築に努めていただくことを要望して、この項を終わります。

続きまして、公民館について伺います。

公民館や地区公民館は、市民の皆さんが学習活動や文化活動、スポーツ活動に日常的に利用される大切な公共施設です。特に近年は、健康づくりや生涯学習への関心が高まる中で、ダンスや体操、サークル活動などで利用される機会も増えていると伺っております。

一方で、「いつも同じ部屋が埋まっていて予約が取れない」、「利用したい時間に空きが

ない」といった声も耳にしております。施設によって利用状況には違いがあると思いますが、まず現状を把握するため、公会堂及び地区公民館の中でどの部屋の利用が特に多いのか、稼働率の高い部屋についてお聞かせください。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

個々の施設ごとに状態・利用状況・コスト・課題を一元的に整理した施設の健康診断書のような基礎資料である施設カルテによれば、令和６年度の各部屋の稼働率は、公会堂では鏡張りで、ダンス等での活用が多くなっている第１研修室が 89.2％、第３会議室が 42.6％、講座室が 41.7％、第１会議室が 41.0％と、稼働率が高くなっています。

北部地区公民館では、体育室と同様に使用される集会室が 58.7％、西部地区公民館では体育館が 58.8％、中部地区公民館では体育館 65.2％、南部地区公民館でも体育館 46.2％、朝日大平山地区公民館では体育館 40.6％と高くなっております。

○８番（日名子敦子）　利用状況を伺いますと、施設や部屋によってはかなりの稼働率に差があるようです。市民ニーズが特定の部屋や施設に集中していることが分かりました。そうした中で、市民の皆さんからは、予約が取りにくいという声も寄せられています。

そこで次に、現在の予約受付の仕組みについてお伺いしたいと思います。

施設の利用のニーズが高まる中で、市民の皆様が公平に利用できる予約制度になっているかという点は大変重要だと考えています。特に、発表会や大会、定期的なサークル活動などではかなり前から日程調整を行う必要があります。しかし、市民の方からは、「市の行事が先に入っていて希望日に予約ができなかった」、「空いていると思っていた日程が既に確保されていた」、「市の行事も公平に抽せんに参加してほしい」といった声も聞かれます。

現在、公会堂及び地区公民館では、どのような方法やスケジュールで予約受付をしているのでしょうか。また、市主催行事との関係も含めてお聞かせください。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

公会堂及び地区公民館につきましては、窓口での申請またはおおいた公共施設案内・予約システムを利用した申請により、利用予約の受付を行っております。受付開始時期につきましては、公会堂の大ホールは６か月前の月の１日から、それ以外の公会堂の施設は、３か月前の月の１日から、地区公民館は１か月前の月の１日からとなっております。

なお、市主催行事に関しましては、これよりも前から予約を受け付けることができます。

○８番（日名子敦子）　予約制度の現状について伺いましたが、市主催行事が先行して予約できる仕組みがある中で、その事業に参加される市民の皆様は寄りつきがよいことも理解はしておりますが、市民活動とのバランスをどのように取るかという課題もあるように感じます。

そこで次に、実際に市民の皆さんから寄せられている予約の取りづらさについて、改善の余地があるかお尋ねします。

発表会や文化イベントなどを開催する団体の皆さんからは、「希望日が重なり予約ができなかった」、「準備期間を考えるともう少し早く予約を確定したい」といった声も寄せられています。また、市主催行事だけでなく、集客力のある民間イベントや長期間の準備を要する催しについても一定の配慮が必要ではないかと感じます。現在の予約運用について、市民の利便性向上や施設の有効活用という観点から、改善を検討する余地はありますか。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

市主催行事に関しましては、一般の予約よりも先行して予約を受け付けておりますが、市主催行事の中にもそれがなじまないものもあると考えられます。逆に、民間団体のイベントでも大規模なイベントで事前予約を受け付けることで、市に利益をもたらすものもあると思われます。行事等の目的や対象者等の現状把握に努め、運用の見直しについて調査

研究を図ってまいります。
○８番（日名子敦子）　予約制度については、利用者の立場に立った見直しの可能性があることが分かりました。
　一方で、公会堂そのものについても、市民の皆さんから設備や使い勝手に関する要望が寄せられています。そこで次に、公会堂の整備についてお伺いします。
　今年度、公会堂の整備を予定していると伺いました。利用者からの要望や課題を踏まえての整備であると思いますが、今回の整備に至った経緯と具体的な整備内容、また、実施期間についてお聞かせください。
○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。
　大ホール舞台のサイドスピーカーの移設工事を予定しております。舞踊等での利用団体等から、サイドスピーカーの位置が悪いため、花道の幅が狭小になり、踊り等で使用に制限があると相談が寄せられていました。本年度、公会堂大ホールの舞台運営の充実を図るため、備品を購入し、舞台用サイドスピーカーを移設することとしました。
　なお､作業期間としては10月中旬以降作業を予定しておりますが､時期につきましては、予約状況も考慮に入れ、施工事業者等と協議を進めてまいります。
○８番（日名子敦子）　10月といいますと、発表会シーズンでもあります。今回の整備の期間中はホールの予約もできませんし、施工業者さんともしっかり協議した上で、長期間にならないようにお願いしたいと思います。
　それでは、その整備によって実際にどのような利便性向上が期待できるのか、利用者目線で伺います。今回の整備によって舞踊や演劇、音楽発表など様々な催しにどのような効果が期待できるのでしょうか。また、利用者にとってどのような利便性向上につながるのか、お聞かせください。
○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。
　位置を変更することで、舞台の活用範囲が広がり、舞台の利用者には花道を利用した演目が可能になるとともに、観客には観覧環境が改善することから、利便性は改善すると考えております。
○８番（日名子敦子）　設備面での改善により、利用者の利便性向上が期待できることが分かりました。ただ、施設の魅力や利便性を高めるには、施設だけでなく、今後の管理運営体制も重要になってくると考えます。
　そこで、指定管理制度との関係についてお尋ねいたします。
　今回、議案質疑にもありましたし、多くの議員が興味を持つところです。公会堂は単なる貸館施設だけではなく、市民の文化活動を支える重要な拠点です。そのため、施設の管理運営に当たっては、建物の維持管理だけでなく、舞台運営や利用者対応、文化事業への理解なども求められるのではないかと考えます。市民の皆様の中には、これまでのサービス基準が維持されるのか、専門的な舞台運営に対応できるのかといった不安の声もあります。
　今後も継続して市民サービスの向上につなげていくために、指定管理者による管理運営の中でどのような考え方を持って取り組んでいくのか、お聞かせください。
○社会教育課長（津川文隆）　今回、利用者の利便性を向上させることも大きな目的の一つとして、公会堂に指定管理者制度を導入することとし、指定管理者の選定案を本議会に提案しております。議決をいただいた場合には、大ホールも含む施設全体につきまして利便性の向上が図れるよう、日本郵便側と丁寧に協議を行ってまいる予定でございます。
○８番（日名子敦子）　公会堂は、建物も歴史的価値と市民利用の両面を持つ施設であり、今後は設備、整備だけでなく、予約制度や管理運営の在り方を含めて、市民にとってより利用しやすい施設づくりが求められると考えます。今後の取組に期待しております。

では次に、山の手中学校跡地の利活用について伺います。

旧山の手中学校は長年にわたり地域の子どもたちを育み、多くの市民に親しまれた場所であります。懐かしい思い出の詰まった私の母校でもあります。その跡地については、皆様、市民の皆さんの関心も非常に高く、今後どのように活用されていくのか注目されているところです。

資料３をお願いいたします。

現在の旧山の手中学校のテニスコート、プール跡地の様子です。すっかり更地に整備されています。まずはこちらの地域住民の新たな交流拠点となる山の手コミュニティセンター、まだ仮の名前でやると伺っておりますが、現在の整備状況と今後のスケジュールをお聞かせください。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

山の手コミュニティセンター、仮称になりますが、こちらの建設につきましては、令和８年７月中旬の着工、令和９年２月末完成、令和９年４月１日供用開始の予定で進めております。

○８番（日名子敦子）　整備等が進んでいるようですが、新たな施設が整備されても、市民の皆さんがどのような施設なのか、誰でも利用できるのかといった点が十分に伝わっていなければ、その効果は十分に発揮されません。山の手コミュニティセンターは、地域住民にとって身近な施設になることが期待されますが、現時点ではどのような利用を想定しているのでしょうか。

また、公民館との違いが市民には分かりにくいとの声もあります。どのような機能を持ち、どのような方々が利用できる施設になるのでしょうか。さらに管理運営、管理運営については誰が担う予定なのか、お聞かせください。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

山の手コミュニティセンター、仮称でございますが、に関しましては、令和９年４月１日の供用開始後、別府市の施設として、山の手地区のコミュニティー活動及び生涯学習の拠点、かつ災害時の避難場所とするよう想定しております。このため、管理運営体制につきましても、他の施設の事例を参考にしながら、関係する山の手地区の自治会並びにひとまもり・まちまもり協議会と協議して検討していきたいと考えております。

○８番（日名子敦子）　地域コミュニティーや生涯学習、防災機能を備えた施設として整備されるということは大変意義のあることだとは思っております。今後は施設完成後だけではなく、供用開始前から利用方法や予約方法などについて丁寧な周知を行い、多くの市民に活用していただくことが重要であると考えます。

さて、跡地利活用は、コミュニティセンター側だけではありません。校舎側では、仮設駐車場の整備も進められておりますので、その状況についてお伺いいたします。校舎や体育館などがあったエリアについてお伺いいたします。

資料４をお願いいたします。

こちらも校舎や体育館が解体され、整備が進んでおり、工事車両も見られます。仮設駐車場として整備が行われておりますが、市民の皆様からも、いつ利用できるようになるのかといった声を耳にしております。現在の工事の進捗状況と、供用開始時期についてお聞かせください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子）　お答えいたします。

現在、校舎等の解体は終わり、駐車場の造成工事を行っております。本年８月中旬に工事完了、その後、所要の手続を経て、仮設駐車場として供用を開始する計画でございます。

○８番（日名子敦子）　仮設駐車場についても、供用開始に向けて準備が進んでいるとのことです。仮設駐車場については市民の関心も高く、どの程度の規模になるのか、ふだんか

ら利用できるのかといった問合せもあるようです。

そこで、駐車可能台数はどの程度を見込んでいますか。また、一般利用は可能なのか、イベント時のみの利用になるのかなど、具体的な運用方法についてお聞かせください。さらに、この駐車場はあくまで仮設ということですが、教育委員会としてどのくらいの期間運営する見込みなのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子）　お答えいたします。

駐車可能台数は、全体で約 380 台を見込んでおります。山の手中学校跡地は、ビーコンプラザや別府公園のイベント開催時等駐車場不足の解消や、それらに起因をいたします交通渋滞等、市民生活への影響緩和のために仮設駐車場として整備をいたしました。そのため、恒常的な開放や個人への貸出しは行わず、イベント主催者や施設運営者を含む民間事業者等に対して有償で貸出しをする予定でございます。

今年３月末に開館をいたしました新図書館及び７月末に改修工事が終わるビーコンプラザ、これら施設の利用に伴う駐車台数の変動等、動向を注視しながら、利活用の方向性が明らかになるまでは、当分の間、仮設駐車場として運用する見込みでございます。

○８番（日名子敦子）　イベント時の駐車場不足を補う役割を担う施設であることは理解いたしました。ビーコンプラザや別府公園周辺では、イベント開催時の駐車場不足が長年の課題になっておりますので、市民や来訪者の利便性向上につながることを期待しております。

しかしながら、仮設という言葉のとおり、この場所の最終的な活用方法は後々別途検討されるようになります。市民の皆さんの関心は、むしろその先の将来の利活用に向けられているのではないかと思います。旧山の手中学校跡地は、市街地の中でも非常に広大で貴重な公共用地であり、その活用は今後まちづくりに大きな影響を与えるものと考えております。人口減少や少子化、高齢化が進む中で、将来の行政需要や市民ニーズの変化も見据えた長期的な視点が必要ではないでしょうか。例えば、子育て支援機能を集約した施設や多世代交流の拠点等、複合施設の可能性も考えられます。

市としてどのような考え方で跡地利用を検討していくのか、現時点でもし将来像がありましたら御答弁ください。

○教育部長（佐保博士）　お答えいたします。

将来的な利活用につきましては、公共施設マネジメントの方針に従って有効活用を図っていくことには変わりはありませんが、今後は住民の意見を十分に取り入れて検討していきたいと考えております。

○８番（日名子敦子）　旧山の手中学校跡地は市民共有の大切な財産であります。先ほど塩手議員の質問にもございました。跡地利活用方針も提出されていますけれども、具体的な内容は今後しっかりと協議していただきたいと思っています。先ほども申しましたが、福祉、子育て、防災、文化、産業振興などあらゆる可能性を視野に入れながら、市全体の将来を見据えた検討をお願いしたいと思います。また地域住民だけでなく、市民全体の意見を幅広く伺いながら、長期的な視野で最適な活用方法を導き出していただくことを要望いたします。

では、次の項に参ります。

事業者の販路拡大支援についてです。

別府市内の事業者の皆さんは、それぞれの商品やサービスの魅力を高めるために、日々努力を重ねておられます。しかしながら、人口減少が進む中で、市内だけを市場として事業を継続していくことは容易ではなく、県外や海外へ向けた販路拡大がますます重要になっていると感じています。

一方で、新たな取引先の開拓や商品のＰＲを行うためには、展示会や商談会への出展が

効果的であると言われておりますが、出展料に加え、ブース設営費や旅費、運送費など多額の経費が必要となるため、特に中小企業や小規模事業者にとっては、大きな負担となっています。実際に事業者の方々からも、「販路を広げたい気持ちがあるが、費用面のハードルが高い」、「よい商品はあるが、県外へ売り込む機会が少ない」といった声を伺っております。

資料５をお願いいたします。

これは、大分市の販路拡大支援のチラシです。大分市のホームページより引用させていただきました。販路拡大の主な内容が示されております。大分市では、中小企業や販路拡大のための展示会に出展する、そのために特化した費用を補助する制度がありますが、別府市には同様の制度があるのか、お答えください。

○産業政策課長（市原祐一）　お答えいたします。

別府市では、起業創業間もない中小企業向けの「創業支援事業」、ふるさと納税を活用した「ソーシャルスタートアップ支援事業」、新湯治・ウェルネスの産業化に取り組む事業者に対して補助をする「新湯治・ウェルネス産業創出支援事業」などがあります。いずれの事業も販路開拓に係る宣伝費等は補助の対象経費となっております。

また、販路拡大に特化した補助事業としては、大分県で唯一の伝統工芸品である「別府竹細工」の振興や発展のため、市内で生産する製品の販路拡大に取り組む小規模事業者に対して補助をしております。

そのほか、国の補助事業になりますが、小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」があります。事業者から相談があった際は、利用可能な補助制度を御案内しております。

○８番（日名子敦子）　本市におきましても、創業支援や新湯治・ウェルネス関連事業、竹細工の販路拡大支援など、様々な制度が設けられていることは承知しております。しかしながら、今御答弁いただいた制度の多くは、対象となる事業者や事業内容が限定されており、既に事業を営んでいる多くの中小企業や小規模事業者が活用しにくいという声もあります。

そこで、次に支援制度の在り方そのものについて伺います。

ただいま御説明のありました支援制度につきましては、それぞれ目的や意義あることは十分理解しております。しかし、実際には創業後間もない企業や地域課題の解決に取り組む事業、あるいは温泉の効能を活用した商品開発など、一定の条件を満たした事業者が対象となっており、全ての中小企業が利用できる制度ではございません。別府市には長年にわたり地域経済を支えてきた事業者も多く存在しております。そうした事業者の中にも新たな販路開拓に挑戦したい、県外市場へ進出したいなど、事業拡大を目指したい事業者もあります。

私は、真に事業者が利用しやすく、現在のニーズに合った制度とするためには、制度をつくる側の視点だけではなく、実際に事業を営む皆さんの声を丁寧に聞きながら制度設計を行うことが重要だと考えます。補助制度の対象要件や支援内容について、当事者である中小企業の意見をより反映しながら見直していくことも必要ではないかと思いますが、市の見解をお聞かせください。

○産業政策課長（市原祐一）　お答えいたします。

中小企業の振興を図るためには、当事者である中小企業の皆様から直接御意見を伺うことが重要であると考えています。これまで直接企業を訪問し、景況感や商工行政に対する御意見をお伺いしたほか、商店街組合や中小企業家同友会、商工会議所青年部等との意見交換会も実施をしております。意見交換等で発見された課題については、次年度の予算等に反映することもあります。

今後はさらに新湯治・ウェルネスの産業化を市全体で進めていくことになりますので、市内の事業者の皆様と引き続き情報を共有し、連携を図ってまいりたいと思っております。

○８番（日名子敦子）　企業訪問や各種団体との意見交換を通じて、事業者の声を把握しようと取り組まれる、取り組まれていることは理解いたしました。

今後はそうした現場の声が、実際の制度改善や予算措置にどのように反映されたかのを見える形にしていくことも重要ではないかと考えます。市長も先日事業者から御相談があったとお聞きしましたが、どのようにお考えでしょうか。

○市長（長野恭紘）　お答えします。

担当課長からお話がありましたように、様々な御意見を伺って、それに合った補助制度や様々な体制の構築をしていこうということで、今随時協議をさせていただいているところでございます。私も、議員が言われたのは恐らく市内の頑張っている若手の経営者で、製造、いろんな製造をされている方だと思いますけれども、頑張っている既存の製造業をはじめ様々な事業体の方々いらっしゃいますんで、新湯治・ウェルネスをはじめ様々な事業に対しての先行投資やスタートアップの支援というようなこともしっかりやりつつも、そういったできる限り細やかに皆様、皆さん方が、頑張りたいと思う方々ができる限りいろいろな負担がないような形でチャレンジができる、その後押しをしていくというのは当然考えなければいけないというふうに思っておりますので、今後調査研究しながら、しっかりとどういったものかということも、大分市の例も参考にしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○８番（日名子敦子）　ありがとうございます。どうぞ、挑戦したいと試みたい若手事業者の皆さんのお声を聞いて、支援のほうの調査研究等を行って、仕組みづくりをつくっていただけたらと思います。また、事業者支援という観点では、個々の企業への支援はもちろん、市内全体のにぎわいを生み出し、訪問者を増やしていく、増やしていく取組も大変重要です。

そこで、次に「せんべろフェスタ」についてお伺いいたします。

今年２月に開催「されたせんべろフェスタ 2026」は、市内の飲食店を中心としたにぎわい創出事業として、多くの市民や観光客の皆様が参加されました。特に別大マラソンの開催時期と重なったこともありまして、市内・県外から訪れた方々が、飲食店を回遊するきっかけになったものではないかと考えております。

このイベントは、飲食店の閑散期対策として、有志の皆様が協議会を立ち上げてスタートしたものであり、単に飲食を楽しむだけでなく、ふだんは行ったことのない店舗を知ってもらい、まち歩きを促進するという意味でも、大変意義ある取組であったと感じております。参加店舗の皆さんから、「新しいお客様との出会いが、出会いにつながった」、「イベント終了後も再来店してくれる方がいた」といった前向きな声を伺っております。

また、アンケート結果を見ても出店者、利用者ともに満足度が高く、好意的な評価が多く寄せられました。担当課も実行委員会の一員として関わっていただいておりますが、今回の結果についてどのような分析をされているのか、お聞かせください。

○産業政策課長（市原祐一）　お答えいたします。

アンケート結果を見ると、参加店舗が 91 店舗と、前回の 88 店舗から微増しています。また、前回はチケット制であり、販売数が 1,872 セットでしたが、今回はチケットを廃止したことで、直接飲食店での支払いが可能となり、約 9,500 人が利用し、そのうちの約４割が観光客でした。チケットの廃止により、誰もが簡単に利用ができるだけではなく、印刷費や換金手数料等の事務費が削減できたほか、チケット販売や換金作業等が不要となり、委員の皆さんの負担軽減も図ることができました。

また、今回大手飲料メーカーからの協賛があったことも、参加店舗の満足度の向上につ

ながったものと考えております。
○８番（日名子敦子）　利用者数の増加や観光客の参加割合、さらには事務負担の軽減など、多くの成果があったということです。
　一方で、このような取組は単発で終わらせるのではなく、継続することで地域の経済効果や認知度向上につながっていくものだと思っております。実際に参加店舗からも参加者からも、参加店舗からも、参加者からも継続開催を望む声が多く寄せられていることから、今後の支援の在り方について伺います。
　今回は利用者からも、出店者からも高い評価を得たイベントであり、私の下にも、「ぜひまた開催してほしい」という声が多く寄せられています。もちろん将来的には、実行委員会や参加事業者が主体となり、自立した運営体制を構築していくことが理想であると理解しております。そのために、参加費や協賛費などの仕組みを検討することも将来的には必要になってくるかもしれません。
　しかしながら、飲食業界を取り巻く環境は依然として厳しく、原材料費や光熱費、人件費の高騰などにより、数万円の参加費であっても負担が大きいという声を伺っております。せっかく地域の皆さんが主体となって立ち上げ、成果を上げている取組ですので、定着するまでの一定期間は、市としても伴走型の支援を続けることが必要ではないかと考えます。持続可能なイベントとして地域に根づかせるため、市の支援についてどのように考えているか、お聞かせください。
○観光・産業部長（大野高之）　お答えいたします。
　実行委員会の皆様の御努力により、別府の「せんべろフェスタ」については、市民だけでなく観光客にも新たな観光資源として認知されてきております。物価高騰に対応するため、今後は店舗が困らないように高単価のメニューを設けたり、１年を通しての通年開催など、さらに利用者が魅力を感じる内容として充実させる必要があるのではないかと考えております。
　また、過去２回の開催により、実行委員会には運営のノウハウが蓄積されたと思われますので、今後持続可能な事業としていくため、事務コストの削減や実施に当たって、一部の委員に負担がかからないような組織運営が必要であると考えております。
　市の支援といたしましては、既存の商店街イベント促進補助事業を御活用していただくほか、プロモーション等の広報についても市報や公式ホームページ等を活用し、協力してまいりたいと考えております。
○８番（日名子敦子）　持続可能な運営に向けて、自走化を目指しながらも、市が広報面でも協力していくということですが、「せんべろフェスタ」のように民間が主体となって地域の魅力を発信する取組は、観光振興や地域経済の活性化にも大きく寄与するものです。近い将来、自走していけるよう成長する事業となっていくことに関しては理解していますが、今後はこうした民間発の取組が継続的に育ち、別府全体のにぎわい創出につながるよう、市としても積極的な後押しを期待したいと思います。
　さて先日、私たち議員にもゴールデンウイークの入込調査が示されました。今年のゴールデンウイーク入込調査を拝見いたしますと、観光施設の利用者数や宿泊数など、全体として前年を上回る結果となっており、大変喜ばしいことだと感じております。近年は旅行需要の回復に加え、国内外の観光客の動向も大きく変化しております。また、ゴールデンウイークは天候や曜日配列によって人の流れが大きく左右される時期でもあります。
　そのような中で、今年の結果について市としてどのような要因が好調な実績につながったのかと分析しているのでしょうか。また、今回の結果をどのように評価し、今後の観光施策にどのように生かしていこうと考えているのか、お聞かせください。
○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

今年のゴールデンウイークの観光施設の入場客数は22万7,364人であり、前年同期比4.5%の増加、宿泊客数が5万9,705人と前年同期比10.7%の増加、その他の調査項目も含めて、全ての項目で前年を回る結果となりました。特に日の並びのよかった後半に需要が集中しましたが、前年よりも1日長く、日の並びが、に恵まれたことも増加の要因と考えております。

観光施設の入場客数や交通機関利用者数、エリア別で見ても、全てのエリアで宿泊客数が増加していることから、今年のゴールデンウイークは、本市で大きな観光需要だと考えております。連休の並びがよいほど、また宿泊を伴う遠方、広域からの誘客が大きく伸び、滞在日数の増加、そして消費額の増加が期待されますので、引き続き本市での観光消費額の増加に向けて、取組を進めてまいります。

○8番（日名子敦子）　今年のゴールデンウイークは、本市にとって大きな観光需要を取り込むことができたという評価でした。

一方で、こうした好調な状況が年間を通じて継続するとは限りません。特に近年は猛暑日の長期化が顕著となり、夏場の観光需要への、需要への影響を懸念する声も多く聞かれます。

そこで次に、夏季の観光客誘客対策についてお伺いいたします。

先日、本市が主催しました夏期の観光客誘客対策講演会に参加いたしました。行政や民間が使いやすい国の補助金や市街地にぎわいの先進的事例が示されましたが、昨今の猛暑の夏に特化したヒントがもうちょっと聞きたかったかなと思いました。本市も、近年の記録的な猛暑が観光スタイルそのものに影響を与えつつあります。特に、夏場は屋外での観光行動が制限されることに加え、暑い夏、暑い時期は温泉を避けるという声も聞かれるなど、温泉地ならではの課題もあるのではないかと感じております。

今後、気候変動の影響により、こうした傾向がさらに強まることも想像されますが、市として夏季の観光誘客についてどのような課題認識を持ち、どのような方向性で取り組もうとしているのか、お聞かせください。

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

近年、全国的に夏が暑くなっておりますが、昨年は過去最高の記録的な猛暑となり、この傾向は今後も続いていくものと思われます。観光面におきましては、屋外移動を伴う観光や温泉利用に大きな影響を与えることが懸念されています。暑さに気兼ねをされ、結果として温泉地から足が遠のいてしまうことが危惧されており、観光消費額の減退につながるなど、今後の別府観光における極めて重要な課題であると考えております。

こうした状況を踏まえ、夏場であっても多くの方々に選ばれる別府であり続けるためには、単なる暑さ対策にとどまらない別府らしさを示していかなければならないと考えております。

○8番（日名子敦子）　夏場のこの暑さが観光需要に与える影響について、市としても重要な課題として認識されていることが分かりました。また、単なる暑さ対策だけではなく、夏でも選ばれる別府であり続けるために、別府らしさを生かした観光戦略が必要であるとの考え方は大変重要であると思います。

夏場の観光需要を維持・拡大していくためには、観光客の行動変化を踏まえながら、従来とは異なる視点での取組も必要になるのではないでしょうか。例えば、暑さを避けながら楽しめる環境づくりや、夜間の時間帯を有効活用した観光コンテンツの充実など、新たな観光の魅力づくりも求められていると考えます。そこで、市としては、具体的にどのような事業や取組を計画し、どのような効果を期待しているのか、お聞かせください。

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

4月に宿泊施設、観光施設事業者、交通事業者、飲食店関係者、また観光関係団体など

と夏季観光誘客に対する意見交換会を実施し、また５月には夜の活性化に関する講演会等も実施いたしました。これらで出てきた意見を踏まえ、日中の涼しさを体感できるような施策に加え、涼しくなる夜間の活用、いわゆるナイトタイムエコノミーの取組が今後重要になってくると考えております。これには長期的な取組が必要となってきますが、今年まずできることとして、夜、まちに出るきっかけをつくるため、８月の週末を中心に打上げ花火を 12 回上げる予定となっております。

また、駅前にはミストの噴出等によるクールスポットの演出や冷たい足湯の設置、冷たい飲食を中心としたキッチンカーの出店などを企画しております。さらに夜のコンテンツとしまして、アート作品のナイト鑑賞ツアーや、夕涼み路地裏散歩などのほか、観光施設を活用した夜のイベントなどを官民一体となって行う予定です。

また、民間事業者の取組を含めまして、積極的なプロモーションを行っていく予定です。

○８番（日名子敦子）　夏季観光対策として様々な取組が示されました。大いに期待したいと思います。また、その結果を分析し、示していただけたらと思っております。

別府観光はこれまで温泉という強力な地域資源によって発展してきましたが、今後は気候変動や観光客ニーズの多様化といった、新たな環境変化にも対応しながら進化していくことが求められていくのではないでしょうか。今回の質問を通じて、ゴールデンウイークにおける好調な観光実績、そして夏季観光に対する新たな取組の方向性について確認することができました。

人口減少が進む中において、観光は本市経済を支える極めて重要な産業であり、その活性化は、地域全体の活力向上にも直結するものと考えております。一方で、観光を取り巻く環境は大きく変化しており、これまでの成功体験だけでは対応できない時代に入っています。猛暑酷暑の気候変動への対応はもちろん、滞在型観光への推進、観光消費額の向上など、今後の別府観光には新たな視点が求められていると感じています。

そこで最後に、こうした環境変化を踏まえながら、市長は今後の別府観光をどのような方向へ導いていこうと考えているのか、また観光を通じた地域経済活性化についてどのような将来像を描いているのか、お考えをお聞かせください。

○市長（長野恭紘）　お答えいたします。

私が導くなどというのは大変おこがましい話であります。本当に、日名子議員も観光に携わっておられますし、多くの事業者の皆さん方が大変な御努力をしていただいて今の別府観光があるというふうに思いますので、本当にその点については敬意を表したいというふうに思います。

私、ありがたいことに市長になって、特にヨーロッパを中心とした先進的な取組をされている国々、温泉観光地に足を運ばせていただきましたけれども、そういうところに行くと、あ、日本というのは、まだまだ温泉を活用したウェルネスであるとか、未病の部分ですね、病気になって対症療法するんじゃなくて、病気にならない体をつくっていく、日頃からの温泉を活用した取組というのが非常に遅れてるんだなということを、本当につくづく実感をしました。しかしながら、温泉大国というのは日本でありますから、泉質も豊か、量も豊かということでありますので、私はまだまだ活用できていない温泉というものを使って、しっかりとお客さんをつかんでいくと、しかも高付加価値化をすることによって、お客さんが少なくても成り立つ観光というものをつくっていくということが極めてやっぱり重要だと。それが新湯治・ウェルネスというものであるというふうに思っています。

今までは観光客の方々の数を追い求めていたというふうに思いますけれども、これからはもう明確に宿泊数を追い求めていくということで、滞在日数を増やすことによってお金を使ってもらうチャンスを増やしていくような観光にシフトしていくべきだなというふうに思います。その一つが、先ほど議員がおっしゃったナイトタイムエコノミーですね、夜

の経済圏をいかにして確立をするかと。これ日本全体、特に地方は非常に弱いなというふうに思っておりますので、夏季対策だけではなくて、夜、どうやって来ていただいたお客さんたちに喜んでお金を落としてもらうかという、このナイトタイムエコノミーの件に関しても、しっかりと今後検討をしていく余地が十分にあるんではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、それをやるのは市民の皆さん方の福祉の増進のためでありますので、観光で稼いで、しっかり事業者の皆さん方にも稼いでいただいて、そして市民の皆さん方の福祉に大きく還元をしていくというような、こういう大きなサイクルを今後しっかりと、手応えがこちらもあるぞと、市民の皆さんも実感があるぞというような状況をつくっていけたらいいなというふうに思っております。

○８番（日名子敦子）　ありがとうございます。

市民とともに市長の描くような別府へとバージョンアップしていく明るい未来を期待いたしまして、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野正明）　これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了しましたが、明日 19 日から 22 日までの４日間は、事務整理及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は 23 日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、明日 19 日から 22 日までの４日間は、事務整理及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は 23 日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後２時 41 分　散会